

平成30年度
横須賀市 障害とくらしの支援協議会
活動報告書

横須賀市 障害とくらしの支援協議会
令和元年7月

【目 次】

◇ 平成30年度の障害とくらしの支援協議会（協議会）の活動内容

(P 2～P 40)

1. 協議会の役割とその位置づけ等について (P 2～P 3)
2. 平成30年度の協議会の活動方針の概要 (P 4)
3. 平成30年度の協議会の活動成果の概要 (P 5～P 6)
4. 全体会の概要及び開催状況等について (P 7～P 18)
5. 実務者運営会議（事務局会議）の概要及び開催状況等について (P 19～P 20)
6. 個別支援調整会議の概要、開催状況及び活動成果等について (P 21)
7. くらしを支える連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について (P 22～P 24)
8. 相談支援連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について (P 25～P 26)
9. こども支援連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について (P 27～P 30)
10. 短期入所のあり方検討プロジェクトの概要、開催状況及び活動成果等について (P31～P34)
11. 移動支援のあり方検討プロジェクトの概要、開催状況及び活動成果等について (P 35～P 41)

◇ 参考資料（表紙） (P 42)

1. 協議会の設置要綱 (P 43～P 46)
2. 協議会の傍聴に関する要領 (P 47～P 48)

※注意：元号改正があったため、本活動報告書では、適宜、平成31年度⇒令和元年度、平成32年度⇒令和2年度等のように表記を変更している。

平成30年度
横須賀市 障害とくらしの支援協議会

<活 動 内 容>

◇ 平成 30 年度の障害とくらしの支援協議会（協議会）の活動内容

1. 協議会の役割とその位置づけ等について

（1）役割・・・関係機関等の情報共有と地域の実情に応じた支援体制の整備

協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場である。

そこでは、地域における障害児者等の相談支援の個別事例を通じて明らかになった課題を共有し、個別事例から地域全体まで視野に入れた支援体制の整備につなげていくことが重要となる。

協議会では、こうした相談支援を軸とした取組みを着実に進めながら、障害当事者や家族とともに、障害児者の地域での生活を支える支援体制を確立させ、横須賀市と協働して障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指す必要がある。

（2）位置づけ・・・様々な地域の課題に対する柔軟な対応と情報発信の場

協議会は、行政も民間事業者も当事者等も障害児者に関係する人々が対等の立場にたち、行政主導ではなく、特定の分野に偏ることなく情報共有及び意見交換、事例検討を行う場であることが求められているため、社会福祉審議会のように、地方自治法に基づく市の附属機関として市長の諮問に基づく事項のみを検討する組織とするのではなく、様々な地域の課題に柔軟に対応できる組織としている。

一方、協議会は、市が附属機関として施策立案をするために専門的に設置する機関ではないが、そこで議論された事柄が実際に支援する現場で生かされるようにする必要がある。

そのためには、全体会等において障害当事者や家族、地域の支援者等も参画し、幅広く市内の現状や課題について共有化を図り、問題意識を高めることを通じて、横須賀市の障害児者の支援における情報発信の場としていくことが必要である。

（3）協議会と市の関係・・・協議会の委員として社会福祉審議会などに参加

協議会では、これまでも専門分科会の活動など、現場レベルの方々に協議を行うことを特徴の一つとしてきた。現場レベルで集まることで共通理解が生まれ、視野も広がり、協議で得られた学びや課題解決に向けた意見交換から、日常の実践や今ある関係機関との有機的な連携につなげていくことができたが、現実的には協議会の議論だけでは解決できない課題も出てきている。

市は協議会の設置主体であるとともに、協議会を構成する一員として、協議内容から、市として取り組むべき課題について役割を果たすよう取り組んできたが、従来のように協議会の中だけで完結する組織であることには限界があったといえる。

そこで、市の施策の全体や方向性を検討する際に、現場レベルの声を伝える方法として、社会福祉審議会等の委員に、従来のような委員の重複という形態ではなく、協議会の代表等が社会福祉審議会等の委員の一員として参加していく仕組みとしている。

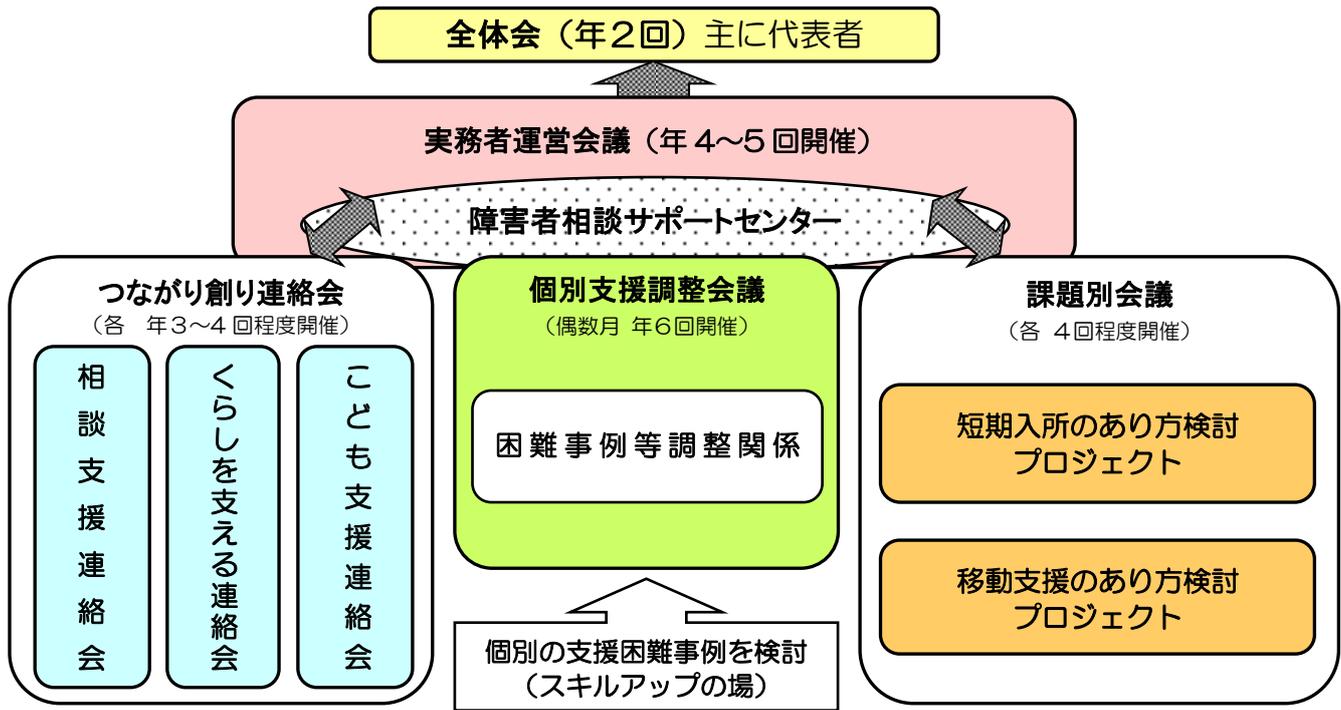
一方で、社会福祉審議会や市内外の支援機関又は関係者に、協議会による現場の声を情報発信していくため、協議会としても、協議会で活動した内容、議論から出てきた解決できない課題やその方策について、本報告書を作成している。

（4）協議会と市町村障害福祉計画との関係・・・市は協議会から意見聴取

平成 24 年 4 月 1 日の法改正により、「市町村は、協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。」とされたため、第 4 期市町村障害福祉計画（計画期間は平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間）の策定にあたって、平成 26 年 8 月に、本協議会から市に対し施策等に関する意見書を提出している。

なお、本市は、協議会等の意見も踏まえ、平成 27 年 2 月に同計画を策定している。

(5) 平成30年度の協議会の組織



<全体会>

個別事例から地域全体までを視野に入れ、各連絡会・各会議の現況の報告を受け、その内容について意見交換し、協議する場。障害関係機関だけではなく、多くの福祉関係機関への周知を役割とする。

<実務者運営会議>

協議会の運営全般に関わり、各連絡会・各会議の進捗状況を把握し検討課題の抽出や進行管理を務めることを役割とする。

<障害者相談サポートセンター（4委託相談事業所）>

市の担当者と共に各部会・各会議の運営に直接関わり促進させる役割を負う。更に、基幹相談支援センター事業を将来的に担える相談支援専門員を育成することを目的とする。

<つながり創り連絡会>

障害当事者や家族、サービス提供事業所、相談支援事業所、就労支援機関との定期的な会議や活動企画の開催等により、地域連携をより充実させ、ライフステージ毎に切れ目のない支援を確立することを目的とする。

→ **くらしを支える連絡会**は、地域生活を支えるために、今ある資源の状況把握と有効活用など、具体的なサービス提供のあり方を検討するとともに、活動企画の開催による地域の課題の抽出や関係機関の連携と支援力の向上を図る。

→ **相談支援連絡会**は、相談支援機関の役割分担などの地域の相談支援体制のあり方やサービス等利用計画等の効果的な推進方法を検討するとともに、地域の相談支援機関とサービス提供事業所等との連携や支援力の向上を図る。

→ **こども支援連絡会**は、障害のある児童の支援に係る基本情報（サポートブック）の活用方法やその効果の検証を行うとともに、児童期におけるライフステージに応じた適切な支援が行えるよう、サポートブックの活用の推進や関係機関の役割の調整により、地域の家庭と教育と福祉の連携や支援力の向上を図る。

<個別支援調整会議>

個別事例を扱うことのできる場として構成する。単なる事例検討ではなく、具体的な介入や解決を目指す。

→ **困難事例等調整関係**は、個別の支援困難事例（虐待事例を含む）への対応を共有することで、そのノウハウを積み上げることにより、支援者のスキルアップを図る。指定特定相談支援事業所が支援困難事例を相談できる場とする。

<課題別会議>

つながり創りや個別支援調整会議の中で検討・解決を迫られている課題について、実務者運営会議がその解決の目的を明示して会議を設定する。

→ **短期入所のあり方検討プロジェクト**は、保護者の入院や死亡等による緊急時等の短期入所の利用調整の仕組みづくりやより適切な短期入所のあり方を検討する。

→ **移動支援のあり方検討プロジェクト**は、圏域内の移動支援に関する基本的な考え方のすり合わせやより適切な移動支援のあり方を検討する。

2. 平成30年度の協議会の活動方針の概要

- (1) 協議会は、全体会、実務者運営会議、個別支援調整会議、つながり創り連絡会（くらしを支える連絡会、相談支援連絡会、こども支援連絡会）、課題別会議（短期入所のあり方検討プロジェクト、移動支援のあり方検討プロジェクト）を組織し、活動を行う。
- (2) 全体会は、年2回開催し、各連絡会や各会議からの報告等によって情報共有や意見交換を行い、地域のネットワークの構築、支援体制の整備に向けた協議を行う。また、協議会として体系的な研修を実施できるように※研修企画を行う。
- (3) 実務者運営会議、個別支援調整会議、つながり創り連絡会（くらしを支える連絡会、相談支援連絡会、こども支援連絡会）の取り組みについては、「各連絡会及び各会議の活動状況について」の別添資料に記載のとおり。
- (4) 平成25年度から平成29年度の活動報告書については、協議会の成果として広く関係機関で共有し、多くの人に周知、公開できるよう、市のホームページに掲載しており、平成30年度の活動報告書も引き続きホームページに掲載する。

※ 障害とくらしの支援協議会全体会の研修会と権利擁護研修会の整理について

全体会の研修会は、時事的話題やいま障害福祉をとりまく重要なテーマをその時々で決めて、広く当事者も参加できる形をとって行うこととした。内容によっては、他の会議の研修会や勉強会、意見交換会を兼ねた会にすることも可能とし、フレキシブルな内容とするように位置づけを変更した。

なお、権利擁護研修会は障害者の虐待防止、障害者差別解消法促進、意思決定支援等、権利擁護に関することを広く扱う研修会として、毎年全体会の研修会として開催されてきた経緯がある。平成30年度から、権利擁護研修会は事務局を横須賀市障害福祉課内に設置されている虐待防止センターに移し継続開催をすることとした。

<開催時期>

障害とくらしの線協議会全体会研修会	平成31年3月開催
権利擁護研修会	平成31年2月開催

3. 平成30年度の協議会の活動成果の概要

【関係機関等による情報共有と地域の実情に応じた支援体制の整備についての協議】

平成30年度の協議会の活動としては、全体会（2回、研修会1回）実務者運営会議（5回（そのうち1回は事務局会議として開催）、個別支援調整会議（6回）、つながり創り連絡会として、くらしを支える連絡会（3回、活動企画1回）、相談支援連絡会（4回、研修会1回）およびこども支援連絡会（3回）、課題別会議として、短期入所のあり方検討プロジェクト（プロジェクト（4回）・ワーキング（3回））、移動支援のあり方検討プロジェクト（4回）を開催し、関係機関等による情報共有と地域の実情に応じた支援体制の整備などについて協議した。

そのほか、通常の全体会では、「社会資源の問題と、制度的な壁の問題がある」「障害者が生活する上で、何が必要か、社会のあり方、行政のあり方がどうなるべきかをテーマに据えた研修会を企画してほしい」「（移動支援において）こどもの力を引き出すという方向に持っていくのが大変だと思う。」「（サポートブックに関連して）まず、教育と福祉の連携する場を確立してほしい」「障害基礎年金の申請でサポートブックが役立ったという事例があった。」「何か障害福祉における行き詰まり感を突破する動きが欲しい。」「現状の事業所のボトムアップとそれらをつなぐネットワーク、連携の仕組みをつくらないと、変わらない」「これからの横須賀の（障害福祉について）率直な形で話し合えたら、どこか一点突破できるような気がする」「計画は間違えると障害者の人生を制約してしまう」「課題を表に出すことが大事」「重要なことは地域で起こっている課題をどのようにキャッチして発信できるか、である」「防災についても皆さんの協力が必要である」「チラシやパンフレットをつくっても人によって解釈が異なってしまうことがある。当事者や家族に意見を求めて共通理解ができるものができたらよい」「基幹相談支援センターを作ったとしても、問題はその中身である。」「発達障害、難病、児童等10年前に比べて障害の枠が広がったな、という印象」などの意見が出された。

なお、各連絡会・各会議の主な取り組みについては、次のとおり。

◇困難事例検討会議での事例検討 ◇

個別支援調整会議において、支援困難事例を4事例の検討を行った。平成30年度は平成29年度に引き続き、サポートセンターだけでなく、日々相談を実施している指定相談事業所も参加を呼びかけて、一緒に事例を検討できるようにした。本事例検討は困難事例の課題解決の方法を共有することによって横須賀市の相談支援事業全体の向上を目指している。

◇多様な課題の抽出 ◇

くらしを支える連絡会においては、①人手不足②資源不足③利用者の増加④障害のある方の状態像の変化の4点に注目が集まっている。なかでも人手不足によってサービスが提供できないジレンマが事業所にある点が浮き彫りになってきている。

◇相談支援の質の向上のための取り組み ◇

相談支援連絡会において、「知的障害者、発達障害のある人の反社会的行為への対応」というテーマで外部講師を読んで研修会を実施し、相談スキルの向上に努めた。「支援者はどうにかサービスにつなげようとするが、本人からの発信を大切にして関係自体を細く長くつなげていく重要性」「自己決定プロセスを重視しつつ、認知機能に合わせた基礎的な情報の確認の必要性」等についての話があった。

◇サポートブックの作成と活用の取り組み（サポートブック推進事業）◇

平成30年度においては、主に保護者、支援者向けに①説明会の実施②サポートブック登録者を対象とした情報交換会の開催を行い、さらにはサポートブックをツールとして活用した支援会議を開催する等の対応を行った。

◇短期入所・共通アセスメントシートの作成について ◇

短期入所のあり方検討プロジェクトでは、主に短期入所事業所共通で活用できるアセスメントシートの作成を行った。「共通アセスメントシート(お試し版)」の段階で各事業所や障害福祉課で検証をしている段階である。令和元年度以降も引き続き当該シートの内容、使い勝手等について検証を続けていく。

◇移動支援のチラシ作成について ◇

移動支援について、適切な理解を促進するためのチラシ作成を行った。内容について確定し、平成30年度12月下旬より、障害福祉課の窓口で新たに移動支援の支給決定を希望する方に対して制度や支援内容の概要を説明するために活用していくこととした。

【令和元年度の協議会の組織改正の決定】

基本的な考え方としては継続的な実施内容（①相談支援の質の向上②サービス等利用計画等の作成の推進③サポートブックの活用（教育・家庭・福祉等の連携の推進）④緊急時等の短期入所の利用調整に関する課題⑤移動支援に関する様々な課題）については引き続き令和元年度以降も協議していくこととした。

さらに、令和元年度においては、①令和2年以降の協議会の体制に関する検討②令和2年度基幹相談支援センター開設に向けた検討が、新たに取り組むべき内容として確認された。

特に令和元年度は令和2年度基幹相談支援センター開設に向けて、基幹相談支援センター、サポートセンター、相談支援事業所の役割の整理等について検討をしていく。そのために、「基幹相談支援センター検討会」を実務者運営委員会に設置をし、令和元年度前期に集中的と検討する。なお、検討にあたっては、従前に検討された内容について充分活用し、効率的に検討をすすめていく。

【市のホームページ等による情報発信】

平成29年度の協議会の活動報告書を、市のホームページに掲載した。

4. 全体会の概要及び開催状況等について

【全体会の概要】

役割	個別事例から地域全体までを視野に入れ、各連絡会・各会議の現況の報告を受け、その内容について意見交換し、協議する場。 障害関係機関だけではなく、多くの福祉関係機関への周知を役割とする。
回数	年2回
委員構成	横須賀・三浦障害保健福祉圏域自立支援協議会、横須賀市障害関係施設協議会、児童系サービス事業所、横須賀・三浦作業所連絡会、神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会 横須賀・三浦ブロック、居宅介護事業所、共同生活援助事業所（横須賀グループホーム連絡会）、障害者施策検討連絡会、障害当事者（たけのこ会）、障害者相談サポートセンター、就労系事業所、就労支援関係機関（よこすか障害者就業・生活支援センター）、企業関係機関（横須賀商工会議所）、地域福祉関係機関（横須賀市社会福祉協議会、横須賀市民生委員児童委員協議会、横須賀市障害福祉相談員連絡会）、教育機関（神奈川県立武山養護学校）、療育機関（横須賀市療育相談センター）、行政関係（神奈川県鎌倉保健福祉事務所、横須賀市児童相談所、健康部保健所健康づくり課、こども育成部こども青少年支援課、教育委員会学校教育部支援教育課、福祉部障害福祉課）
事務局	福祉部障害福祉課

【全体会の開催状況】

	開催日	内 容
第1回	平成30年 7月31日(火)	<ul style="list-style-type: none"> * 会長・副会長選出について * 平成29年度 協議会活動報告について * 平成29年度 障害者相談サポートセンターの活動報告について * サービス等利用計画等の進捗状況について * 各連絡会・各プロジェクトの活動状況について * 平成30年度の協議会の取り組み（案）について * 障害者虐待防止センターからの報告について * 意見交換
研修会	平成31年 3月4日(月)	<ul style="list-style-type: none"> * 当事者、施設・作業所職員、家族等幅広く対象とした研修会、「地域で自分らしく生きる ～いま、自立とは？自分で決めるとは？～」を開催。 * 親、相談事業所、当事者にとってそれぞれの「地域で自分らしく生きる」について講演をいただいた。また、専門家であるたちほどがや施設長武居光氏にも講演をいただいた。 * 講演の後、研修参加者全員で地域で自分らしく生きることについてグループワークを行った。
第2回	平成31年 3月28日(木)	<ul style="list-style-type: none"> * 平成30年度各連絡会・各プロジェクトの活動報告について * 研修会「地域で自分らしく生きる ～いま、自立とは？自分で決めるとは？～」の報告について * サービス等利用計画等の進捗状況について * 令和元年度の協議会の組織改正（案）について * 意見交換

【全体会での主な意見など】

	内 容
第1回	<p>＜各連絡会及び各会議の活動状況について＞</p> <p>▼研修会について</p> <p>○平成 30 年度の障害とくらしの支援協議会（以下、協議会と表記）の取り組みの中に、権利擁護研修会とは別に、全体会で研修を企画するという内容があった。とても意義深い。各会の報告についても、本当に素晴らしいと思う。皆さんのご活躍に心からお礼を申し上げたい。</p> <p>その中で、各会の目的に沿って話をどんどん詰めていくと、課題が見えてくるが、具体的な解決策はすぐには見つからない。これには様々な理由がある。</p> <p>その大きな理由について一例をあげると、社会資源の問題と、制度的な壁の問題がある。行政が事務局として一生懸命協議会を支えてもらいたいありがたいが、できれば、それを一歩超えて、障害者が今、置かれている状況を改めて意識していただくという機会を設けてもらいたい。</p> <p>これまでの権利擁護研修会はどちらかというと、福祉従事者を対象として行ってきたものが多かった。権利侵害というのは単に福祉従事者の問題ではない。それを支えるための社会資源や制度の改善を視野に置かなければ、協議会の本当の目的を実現することはできないだろう。</p> <p>障害相談支援体制に関する会議について、後ほど会長から報告があると思うが、その会議の中でも、相談支援のあり方は事業者の問題ではなく、事業運営の問題であるとされた。事業運営は行政との関わりが深い。権利擁護研修会はこれまで通りでも良いが、新しく研修会を企画するのであれば、協議会で行っている各会の活動が実を結ぶような行政や社会のあり方をテーマにしてほしい。</p> <p>誤解しないでいただきたいが、決して行政を責めようとしているわけではない。ただ、障害者の立場でいうと、やはり権利擁護というのは単に対立関係の問題ではない。障害者が生活する上で、何が必要なのか、社会のあり方、行政のあり方がどうなるべきかをテーマに捉えた研修会を企画してもらいたい。行政との相互理解と協力が、協議会の各会の活動が実るための大きなポイントである。</p> <p>▼医療的ケア児に関わる会議について</p> <p>○昨年度、様々な会議に出席したが、医療ケアが必要なお子さん（以下、医療的ケア児と表記）についての課題が多く上がっていた。学校、児童相談所、サービス提供事業所など、関係機関は多岐にわたるが、このことについては今年度どこで検討されるのか。</p> <p>○行政機関から：医療的ケア児のことについては、第1期横須賀市障害児福祉計画上に平成30年度に協議の場を設けるということが掲げられている。移動支援等、様々な課題があると思う。それらの把握も含め、この協議会とは別で総合的な協議の場を設ける方向で動いている。</p> <p>○協議会でも、出てきた課題を認識する必要がある。この中でも、出てきた課題については検討をしていくが、他の場面で同様の検討が行われているのであれば、この場ではなくても、市の中で1つにまとめて継続して検討していける形が取れると良い。</p> <p>○こども育成部で検討していくということだが、可能であれば、どこかで進捗を返してもらえると、共有ができると思うがどうか。</p> <p>○行政機関から：医療的ケア児についての課題は障害というくりだけでは語れない。制度的な部分も含めて検討していく中で、重複する部分もあると思うが、情報交換は密にしながら行っていきたい。</p> <p>▼各連絡会について</p> <p>○こども支援連絡会の活動について、障害基礎年金の申請時、こどもの頃の記録がないと大変なので、是非サポートブックを活用できるようにしてほしい。1才半検診でひっかかって、親が大丈夫だと思って そのままにしまい、いざ申請という時には何も無いということも多い。活用に期待したい。</p> <p>移動支援のあり方検討プロジェクトについて、親としては移動支援を使った方が楽だ。</p>

その親の考え方を、こどもの力を引き出すという方向に持っていくのが大変だと思う。アンケート等で工夫する必要がある。移動支援を使わなくても行きたいところに行けるように、こどもの頃から力をつけてあげたいと思う。

▼受注機会拡大プロジェクトについて

○事務局から：平成 30 年度からは、必要な時に必要な形で開催できるように協議会の外での活動となった。会議等は開催していないが、受注機会の拡大に関する取組みとして、平成 30 年度版の仕事一覧を更新し、今年度からは、発注等がしやすいように、お問い合わせフォームも合わせてホームページ上に公開した。

また、平成 29 年度までは計画係で取りまとめていた、市内の工賃調査や、庁内優先調達に関するアンケート等も、障害福祉課に新設された就労支援係で一括して扱うことになった。過去のものも含め情報収集をしている。

形としてお示しできるようになれば、情報共有をしたいと考えているので、活動が無くなったわけではなく、協議会から外れた場所で、活動は継続しているということでご理解いただきたい。

○働くということには様々な意味がある。社会参加であるとか、働く権利としての部分等をどう捉えて発信していくのかも考えてもらいたい。国の流れは働くという形になっているが、そこに乗れない人をどうするかもふまえて、障害の重い人達もどのように係わっていけば良いのか、幅広い角度で考えてもらえるとありがたい。

▼サポートブックについて

○児童の課題について、医療的ケア児をはじめ、移動支援や短期入所について考える際にも、それぞれの家庭をまるごと見た上で丁寧に行ってもらいたい。まず教育と福祉の連携する場を確立してほしい。

その場合、サポートブックはとても有効だと思う。サポートブック作成の目的には、教育や福祉、家庭の連携があったと思う。まだ特別支援学級の方は利用されている方が少ないと思うので、こども支援連絡会でそちらにも広がる取り組みをしてもらえると良い。

○こども支援連絡会より：サポートブックはこれからも進めていきたいと考えている。ただ、実際に始めてみると、浸透するスピードが遅い。また、いくら急いだとしても、きちんとフォローができないと、一度書いて飽きて終わりになってしまう。内容を見直しながら、こどもを育てるようにサポートブックもうまく使ってほしいので、どのようにフォローをしていくかということは大きな課題だ。

障害基礎年金については、平成 29 年度のサポートブック勉強会で、申請にサポートブックが役立ったという保護者からの話があった。我々が話すよりも、保護者同士でより良いアドバイスをし合える場を設けられたと実感した。こども支援連絡会で教育・福祉・医療の連携をうまく取っていけるようになれば良いと考えているので、その際にはまたご意見いただきたい。

▼市内事業の行き詰まり感について

○市内の事業に行き詰まりを感じる。地域生活支援拠点等について議論しなければいけないという中で、施設は今のところ作らない、グループホームも増加しない、そして当事者は重度化、家族も高齢化している。基幹相談支援センターも進んでいない。どのような仕組みで解決していくのか。特に個々の困難ケースについては短期入所の受け入れも厳しい、けれども事業所も今よりバージョンアップできない、もしくは数が増えない、相談しても事業所がないという部分で行き詰まり感がある。

そのために様々な関係者が集まって意見を出し合って細かいところからボトムアップを図るのだと思うが、何か行き詰まり感を突破する動きが欲しい。個々の課題を検討することも重要だと思うが、数年来のこの課題についてなかなか出口が見えてこない。現状の事業所のボトムアップと、それらをつなぐネットワーク、連携の仕組みを作らないと、今と変わらない。バージョンをどう変えていくのか。横須賀市の障害福祉をどう描くのか、障害者のくらしを今後どう豊かにしていくのか、ということが報告の中からは感じられない。そこを突破していくのがこの協議会の役割だと思う。

	<p>▼平成30年度の協議会の活動の承認について</p> <p>○協議会会長より：これからの横須賀について率直な形で話し合えたなら、どこかを一点突破できるような気もするので、皆さんの中に刻みながら、それぞれの会でも協力していただければと思う。</p> <p>これまでいただいた意見を個々の会でも反映していくということも含めて、平成30年度の協議会の活動として承認するということがよろしいか。</p> <p style="text-align: right;">⇒賛成多数で承認される。</p> <p><その他、意見について></p> <p>▼サービス等利用計画について</p> <p>○サービス等利用計画（以下、計画と表記）について、改めて認識してほしいのはメリットとデメリットがあることだ。メリットは皆さんよく認識されていると思う。デメリットは、計画は間違えると障害者の人生を制約してしまうということだ。計画作成の際、障害者本人の意向を組みながら作るのも大丈夫だと思うかもしれないが、考えてみて欲しい。健常者であっても、自分の生き方を変えたい時がある。そういうことが自由にできる形を保障しないと、計画は障害者の人生を制約してしまう。このようなデメリットが発生しないように、関係者の皆さんはそのことをよく認識してほしい。</p> <p>また、協議会会長の報告にあったように、障害相談支援体制に関する会議については、基幹相談支援センターの件はもちろん大事であるし、これからもそのことを念頭に置きながら会議に臨んでいきたいが、もう一つ大事なこととして、指定特定相談支援事業所（以下、指定特定と表記）の実情をやっと浮き彫りにできる機会ができたと思っている。相談支援体制の底辺を支える指定特定の運営を安定させないと、横須賀市の相談支援体制は成立しない。指定特定は事業所が計画相談を受ければ受けるほど、赤字になる。私の法人でも事業を行っているので、そのことは身に染みてわかっている。この障害相談支援体制に関する会議で指定特定の問題を解決できればという希望を持っている。</p> <p>○委員からの質問：知的障害者の虐待について、通報者はどのような立場の人か。</p> <p>○事務局から：家族から相談を受けた相談支援事業所であったり、施設職員であったり、匿名の手紙であったりと様々である。</p>
第2回	<p><各連絡会及び各会議の活動状況について></p> <p>○特に資料を読んで目を引いたのは、くらしを支える連絡会の各具体的な課題が率直に出ていたこと。確かに課題解決も大事だが、まず課題を表に出すことが今最も大切なことだと思う。だから、この資料をもとに有形無形の中で課題をあらゆる場面で検討し、たとえわずかでも課題解決に繋がればいいと思う。まず、どういう課題があるということか。これを表に出すことが福祉関係者のみならず一般社会が行政を含め、この障害者の実情を理解できると思う。</p> <p>○移動支援のプロジェクトの中で「移動支援の給付費の増大の抑制」と文言は理解できる。ただ1つ、理解して頂きたいのは、今、移動支援に関して2つの現実があること。1つは、移動支援の給付費の増大している現実と、もう1つは、障害当事者がこれまで使っていた支給量が削られるという現実である。実際、我々の障害当事者の仲間たちで困っている人がたくさんいる。特に、重度加算が削られると、どんどん使いにくくなる。だから、移動支援のプロジェクトが予算の抑制を重点的にやると障害者の社会生活を狭めたものになってしまう。そのように理解されても困ると思う。この協議会は、行政とは違う立場でやっているため、やはり、移動支援プログラムはあくまでも障害者の社会生活を拡大するためにやっていくということをやらないと、この資料だけみると、障害当事者は、「私たちは移動支援をあまり使ってはいけないのかな」という誤解を招く。そのことをご注意ください、これまでの活動を行って頂きたい。</p> <p>○（くらしを支える連絡会委員から）くらしを支える連絡会を長年やってきて課題も変化してきている印象もある。重要なことは、地域で起こっている課題をどのようにキャッチして発信できるか、についてである。それについては、引き続き取り組んでいきたい。できれば、具体的な課題に繋げていきたいと思っている。</p>

○（移動支援のあり方検討プロジェクト参加委員から）移動支援のあり方検討プロジェクトについては、給付費をおさえるのではなく、適切に使われる方法の部分を検討していくという目的がある。

○（会長から）全体会の役割は、各会議の報告を受けて皆さんから御意見を頂いて、また持ち帰って検討する機会である。委員の皆様の意見は令和元年度以降の会の進め方に参考にしていけると思っている。

○（委員からの質問）2点質問をさせて頂きたい。1つは、障害者ガイドボランティア事業は、無償か。もう1つは、移動支援のチラシについて。対象とならない外出について、「事業者が主催した行事における外出」とあるが、この事業所というのは自分が使っている事業所だけでなく、全ての事業者が主催した場合に利用できないのか。

○（事務局回答）1について、横浜市の場合は1回500円を基本としているようだ。ガイドボランティアとして交通費が発生する場合は、1回1000円のボランティアがある。2点目に関しては、作業所や通所施設行事、レクリエーションとして、「～～行きましょう」となった時に、作業所の行事は通常は職員が付き添い、難しければ、ボランティアに付き添ってもらおうという対応となる。通所先でない事業所主催のレクリエーションであれば、対象となる。

○（委員からの意見）くらしを支える連絡会で、グループホーム（以下、GHとする）を互いに支え合う仕組みということ課題としていたが、私はGH連絡会として勉強会、見学会として開催しており、参加者から良かったという意見もあり、今後も続けたい。何かアドバイスがあれば取り入れたいのでお願いします。

もう1つ、防災の話があったが、施策検討連絡会では、「防災ワーキング」とグループを作り7.8年取り組んでいるが、広がらないことが悩み。どう広げていったら良いのか。課題は沢山あり、会には親として参加しているが、みなさんの協力が必要である。令和元年度からは自分たち仲間内だけではなく、社会福祉協議会、教育委員会、学校関係などいろいろな方と共同でやっていかないとこれ以上の広がりには難しいと思っている。災害時の個別計画、特に重心の方は家族の手で連れ出すことが難しいため、近所の支援が絶対に必要。横須賀市全体で取り組んで欲しい。色々な課題をどのようにどう進めていけばよいのか。皆さんの知恵を頂きたい。

○（委員から）移動支援についてお聞きしたい。最後のページ（資料1-6-1）の課題対応策4の「圏域内の市町の制度の擦り合わせ 未着手」とはどういうことか。なぜ未着手だったのか。他の市町村でも移動支援が課題になっていると聞いている。私は今、就労援助センターで支援しているが、葉山町など交通の不便が悪いところ、親が駅まで送迎など対応している。親が高齢で運転も厳しい。その場合はどうやって通勤するのか。葉山は事業所もない場所。「他の市町村との擦り合わせ」というのは、どういう調査をして、どう擦り合わせできなかったのか。また、パンフレットの中に対象外に「通勤」とあるが、こういったことを理由に「通勤」が認められないのか。説明してほしい。

○（事務局回答）

横須賀・三浦圏域内で移動支援が話題となっている。市町村の地域支援事業のため、市町村それぞれの裁量がある。微妙に制度や対象が違うことがあり、同じ圏域内で話し合われた際に可能な限りで擦りあわせをした方がいいのではないかとこの会議の検討結果になった。まず横須賀の部分をどうするか優先した。検討するにあたって他の市町村と横並びに比較しながら中身を検討するのはすごく難しい作業。

時期をみて他市町村はどうか投げかけをしていくことが良いとした。

2点目の通勤がなぜだめなのかという件について、国の要項の中では、通年かつ長期のもの、営業に伴う通勤のための利用は認めていない。通学や通所は認めている部分もあるが、営業に伴うことについては認めていない。語弊はあるかもしれないが、働くことについては今のところは自力通勤が求められる。

○（委員意見）障害をもった方が、親亡き後に自立するための就労であるが、営業活動に該当するのか。そういうところはフォローすべきではないのかと私は思う。それを営利というのはおかしい。他の市町村との差異があり擦り合わせがうまくいかないというが、お互いに関係をもち刺激し合いながら、良いところと比較しながら取り入れる姿勢は必要である。

○（委員意見）移動支援に限らず、チラシやパンフレットなど文字に関わるものができる時に、人によって文字の解釈の仕方が異なってしまう。チラシができるときは、当事者や

家族にも意見を求め「これだったらいいよね」と共通理解できるものもいい。作った後も、それを見ながら補足説明をしながら共通理解を作っていくことが良いと思った。

<サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の進捗状況について>

事務局より資料をもとに報告を行った。

○(委員質問)セルフプランの作成から計画相談に移られた方、計画相談からセルフプランに変更になった方の数字が分かればご報告頂きたい。状況に応じて変わるのか。

○(事務局回答)平成31年1月末で変更した方、平成31年2月時点では、セルフプランから計画相談へ移行した方は4名、計画相談からセルフプランに戻られた方は1名である。

<横須賀市障害者虐待防止センターからの報告について>

事務局より資料をもとに報告を行った。その後も重大なケガを伴う事案はない。

<平成30年度 障害とくらしの協議会研修会の報告について>

事務局より資料をもとに報告。

○(参加した委員からの意見)私も参加させてもらったが、和やかな雰囲気当事者の参加が多かった研修だった。資料を読んだ感想や次年度の提案があればお願いしたい。

○(委員意見)まずこの報告書を読ませて頂いて私を感じたことは、とても明るい研修会だったなということが分かった。そうでないところまでアンケートの中に利用者の言葉が出てくるわけがない。だから、テーマも良かったし、講師の選出も良かった。これまでの権利擁護の研修会はどちらかというと「こうしちゃだめだよ」とか「こういうことはいけない」とか暗いイメージがあったが、みんなが前向きにやっいてこうという気持ちになれる研修会だったと思う。

○(委員意見)コメントを細かく書いて下さったので、これを読んで参加した方の気持ちが分かった。意見がたくさん出て良い研修だったと思う。

※なお、別ページに障害とくらしの協議会研修会の詳細な報告が掲載されています。

<令和元年度 障害とくらしの支援協議会組織(案)について>

事務局より資料をもとに報告を行った。

○(委員からの補足説明)少し補足をしたい。障害相談支援体制に関する会議は、平成29年に障害者計画の中で基幹相談支援センターの設置を先送りして5つ目のサポートセンターを作るところからスタートした。平成30年度に相談のあり方を検討する会議を設けることを約束して、平成29年度に作成した計画である。昨年1年かけて相談体制に関する会議をしてきたが、市長の方針として令和2年度に基幹相談支援センターを設置するという方向になった。基幹相談支援センター検討会は単独でやるのか、既存のものにするのかと議論になった。そこで、障害とくらしの協議会に付随する形で行うことにした。実務者運営会議の中でしっかり議論した上で並行する形で基幹相談支援センターの会議を行うことにした。つながり創り連絡会、個別支援調整会議などは昨年と同様に行う。人選は事務局とこれから詰めていく。この件について率直な意見、質問を頂きたい。最終的にどのように進めていくか決定をしたい。

○(委員意見)本日基幹相談支援センターの話をはじめて聞いた。先送りされたものが、なぜまた復活したのか。

○(事務局回答)そもそも基幹相談支援センターは、先送りされており決してなくすことではない。地域の相談支援体制を確立したいと、地域のサポートセンター5つ目の設置を優先したいと考えていた。5つ目を作ることと併せて基幹相談支援センターについても整備していく。当初、各サポートセンターは廃止統合という考え方だったが、各サポートセンターは存続させたまま、基幹相談支援センターを新たに作る方向となった。当初の相談支援体制は2層式の構想だったが、3層でのあり方を検討する形となる。

○(委員質問・意見)

障害者相談サポートセンターの5つ目は出来ているのか。現場の混乱が多かったため、利用者への影響も考慮して、混乱しないよう慎重に進めて頂きたい。

○（事務局回答）

令和元年度に障害者相談サポートセンターを西地区に設置する予算措置がされた。令和2年度は、基幹相談支援センターを設置するために、慎重かつ迅速に進めていきたい。

○（委員意見）この協議会全体の方向性とも関わるが、まず基幹相談支援センターの実現にむけてこの協議会が頑張ってやっていくことに大賛成である。その上で申し上げたいのは、先程も事務局から障害福祉サービス事業所の問題に目を向けていく話があったが、基幹相談支援センターを作ったとしても問題はその中身。障害福祉サービスがどれだけ充実しているかということ。先ほどの移動支援の話もあったが、制度を制約してサービス支給量を押しさえ込んでしまえば、どんな形のものを作っても障害当事者に対する本当の支援はできないと思う。従って、移動支援をはじめとしてあらゆるサービス事業をなるべく抑え込まないように、抑制を最低限に抑えなければ基幹相談支援センターそのものが機能していかない。全体会は年2回だけだが、そういう議論をしながら形と中身の両方を充実させること。これを協議会で改めて認識して頂きたい。

○（委員意見）相談支援体制に関する協議会では皆を代表して意見してきた。

基幹相談支援センターは、規模は小さいものではあると思うが、4つの障害者サポートセンターと連携をとって中立な立場で一緒にやっていくイメージ。これから実務者運営会議と並行して良いものにしていけたらと思う。資料5の“障害者相談サポートセンター”の部分で、「将来的に担える相談支援専門員の育成」とあるが、特別な案はあるのか。

（【平成31年度の協議会の組織図】参照）

○（事務局意見）この文言は削除しても良いかと思っている。

○（委員意見）組織図に関して、サポートセンター側から、出来るかどうかという意見はないか。

○（委員意見）協議会の各会議の長をサポートセンターの職員が担っている。障害者相談サポートセンターは、市全体の福祉を見ていく役割だと思っている。横須賀市とサポートセンターは、任意で話し合いの場を作っている。基幹相談支援センターが出来るとあたり、位置づけした方が良いのか。評価を含めて現状を把握するために、指定相談支援事業所から集まる課題や体制を検討したい。相談支援専門員を育成することに関しては、出来るかどうか不明だが、サポートセンターの役割とは思っている。

○（委員意見）基幹相談支援センター検討会の位置づけは良いか。令和2年度に開設するにあたり、令和元年度中に整理していかなければならない。課題も含めて検討していきたい。

○（委員意見）障害者の枠が広がったという印象を受けている。10年前は知的・精神・身体。現在は発達や難病、児童も含まれる。市民の中に何かしら生活のしづらさを感じている人が多い。基幹相談支援センターは、障害福祉課だけでなく他課も協力しなければ支援も難しい。児童相談所や保健所からも意見を頂きたいと思う。

【研修会（障害者の権利擁護研修会）の概要】

《開催日時》

平成31年3月4日（月）13:30～15:30

《開催場所》

横須賀市総合福祉会館5階ホール

《テーマ》

地域で自分らしく生きる（別紙開催案内参照）

《内容》

- ①当事者の親の立場から、市川 成子 氏のお話
- ②相談支援の現場から、衣笠障害者相談サポートセンター相談室「あすなろ」岸川 江利子氏のお話
- ③当事者の立場から、高橋 理江 氏他7名のお話
- ④十愛療育会たちほどがや所長 武居 光氏のお話
- ⑤感想を共有するグループワーク

《参加人数》

95名（うち、当事者38名、施設職員34名、当事者家族11名、その他11名）※その他・相談員、世話人など

講師の武居氏の発案、喫茶レゼルの協力のもと、登壇者も参加者もコーヒーを飲みながら、というリラックスした雰囲気での講演会となった。

参加した支援者や家族からは、「日頃を振り返ってみて、学びの視点があった」「当事者の話が聞けて良かった」という感想が多かった。閉会后、アンケートを行った。

《アンケート結果》

1. 回答件数 32件（うち、グループホーム職員8件、当事者5件、当事者家族5件、通所・入所施設4件、地域作業所・地域活動支援センター3件、その他7件）

2. 集計結果

①研修会の内容は参考になりましたか。（未回答6件）

なった26件 ならなかった 1件（参考になったと重複回答）

- ・武居氏のお話で、子どもを支えない価値観の項目にハッとしました。これから気をつけなくては！
- ・グループホームの支援員なので、グループホームを出て、ひとり暮らしをスタートされた女性当事者のお話を聞いて、グループホームの先にサテライト型という、サポートを受けながらのひとり暮らしという形があるということを知れて良かったです。
- ・障害のあるなしに関係なく、相手の気持ちを大切に。仕事だけでなく、日常生活にも活かしていきたいと思います。
- ・色々なポジションにいる方のお話しが聞いて参考になりました。
- ・参加者の方々の様子が参考になった。
- ・事例を交えてのお話、参考になりました。
- ・親として反省点が多かった。当事者の方のお話が明るくポジティブで印象的で、いろんな選択ができることは大切だと思った。
- ・本人の気持ちを、考えを、もっと理解することや方法を知っていたら、と思った。自分で判断させることを優先した生活をさせてあげたい。
- ・私の子どもは知的障害と、四肢麻痺障害者です。知的といってもそれぞれ違います。 対応の仕方ひとつで（特に親）その子の生活は良くも悪くもなるのだな、と実感させられました。
- ・相手をありのままに受け入れることを改めて考えさせられた。
- ・最初からグループで座り、近い位置で話せたことがとても良かった。
- ・日頃の支援のあり方をもう一度見直すことができた。
- ・「自分の考えを押し付けない」気を付けたいと思います。
- ・市川さんのお話が参考になった。（当事者）
- ・当事者の方のお話が聞けて良かったです。障害のある人には支援をしなければいけないというイメージがなくなりました。

- ・自分のよかれと思ったことの押し付けをたしなめられた気がした。
- ・グループホームでトラブルが絶えなかったという発表者のひとり暮らしへの希望、うれしさ、不安を抱えながらもステップアップできた事、よかったです。支援者側として、理想の施設・グループホームを作っても、生活する方の本当の思いが理解できない面が多いと感じます。でも、それを重ねていく必要の大切さを感じました。
- ・支援者として働く時に、どこに気を付ければ良いのか、保護者の方に信頼してもらうためにはどうしたら良いのかということを考えていましたが、想像力や、子どもと楽しく接する、自分の考えを押し付けないことが大事だと学びました。
- ・支援を始めて長い年月が経ちましたが、まだまだ未熟だと痛感しました。「人として良し」をモットーにもう少し頑張りたいと思います。
- ・当事者の方のお話が聞けて、とてもためになりました。
- ・当事者の方たちや、ご家族の生の声を聞けたから。
- ・一人ひとりが、自分らしく生活できて自分達で選んでいくということが参考になった。グループホームのように皆と一緒にいい人と、1人で生活したい人と、いろいろいる。みんな一緒ではなく、スタッフが選ぶのではなく、自分で選ぶこと。
- ・自立の体験が聞けて良かった。
- ・グループホーム、サテライト、ひとり暮らしはどう違うのか分かりませんでした。説明が欲しかったです。

②今後の障害とくらしの支援協議会の研修テーマとして何が良いですか。

- ・12年グループホームで生活している利用者さんが、なんとなくひとり暮らしをしたいと話すことがあります。具体的な研修がしたいです。
- ・個人情報観点が重要視され、当事者の関連施設の情報が見えずに取り返しのつかない事態が発生することを未然に防ぐ、医療者等との「連携カンファレンス」をしていく流れを作る研修。制度として確立してほしい。
- ・今日のような事例を発表していただけたらと思います。
- ・当事者の方が発表できる場をもっと増やしてあげたら良いと思いました。
- ・性について
- ・知的障害者のグループホームでの看取りについて
- ・ひとりで暮らしている人のテーマ（当事者）
- ・災害時の障害児者、当事者の避難の仕方。実際に起きた時に地域の人、周りの人にどうしてほしいか、不安に思っていることなどを当事者に聞いてみたい。
- ・当事者の方の経験に関する話をもっと聞きたい。
- ・今回のような内容で、第2弾があれば良い。当事者、親、支援者が揃った場として、時間を拡大してグループで話せる時間や講演者と直接話せる時間もあればなお良い。
- ・障害者の方のお話し（思い）をもっと聞きたい。

③自由記入欄へのコメント

- ・支援の現場では、利用者さんの問題行動への対応など、状況によってピリピリとした空気になってしまうことが多いです。支援員それぞれに考え方がるので…その中で悩むことが多いので、今回の武居さん、あすなろの岸川さんのお話は、ああ、それでいいんだとホッとさせられました。支援者が相談できる場もあればいいなと思いました。
- ・当事者の方と、当事者の保護者の話を聞く機会はなかなかない中、本日は十分な内容だったと思う。当事者の苦労話など、直接たくさんまた伺いたい。
- ・相手のことを考えているつもりでも、自分の経験や考えを押し付けているのではないかと改めて思いました。
- ・今回のような形の研修は面白かった。飲み物を置いておく台のようなものが必要。
(床に置くのはちょっと)
- ・いろんな人の意見が聞けて良かったです。また聞きたいです。(当事者)
- ・当事者の話がとてもよかったです。私の後方の席で発表し終わった2人の方が「あー緊張したな」など会話されていたのが印象的でした。なかなか当事者が話す場が無いので、このような機会があると良いです。
- ・とてもためになった。参加して良かった。

- なかなか当事者の方の声を聞く機会がないので良かった。
- 武居氏の保護者や支援する側の気持ちへの理解の重要性がありがたかったです。
- 相談支援事業所の種類を明確にして市が中央となり、指揮を執ってほしいです。障害者支援といっても細部に分かれて役割が違っている。(児童、精神、身体)
- 武居さんの素晴らしい気持ちのお話を伺えて、参加して良かったです。どんな重度の障害があっても人としてよし！ありのままを大事にする。グループホームを運営する一人として、大事な事を学びましたが、もう少し先生とお話しする時間を持ちたいと思いました。
- どのお話も大変興味深く、それぞれに質問、意見交換をしたいと思います。時間が足りません。日程調整、準備、難しいですが、シリーズで出来るといいです。色々な立場の人が、話せる場はとても大切です。支援職員、家族、当事者、行政まで参加できるのは協議会ならではです。
- 親(支援者)の理想に近づけようとするのではなく、誰のために行っているのかを考えて行動することが大切だと考えました。
- 他の事業者の話や当事者の話を聞く良い機会になった。
- 当事者や家族の話が聞いて良かったです。思いが良くわかりました。決めつけずその人に合った支援をしていきたいです。
- 保護者としては、やはり周囲の目を気にしてしまう点を直していこうと思った。本人の気持ちを大切にしていきたい。
- 講演された当事者の高橋理江さんが多くの人々に支えられ、幸せそうで良かったです。自分の子もそうやって生きていければと思います。

<グループワークでの感想>

当事者

- 前日に作業所で話すことを書いたが、それがちゃんと言えて良かった。
- 焦ったけど、ちゃんと話せてよかった。ひとり暮らしをしてみたいけど、水道光熱費を1人では払えない。
- 小さい頃、自分も他のこどもと比べられて嫌な思いをした。母親に洋服を全部決められて嫌だった。母が亡くなり、自分で服を選べるようになったが、今度は自分が怪我をしまい、なかなか買い物に行けなくなってしまった。今は父が行きたいお店に連れて行ってきて、自分で洋服を選んで買っている。とても楽しい。
- 親や作業所職員の支援が必要だと思った。住むことやお金のことを作業所職員に相談してみることが大切だと感じた。入院をしないこと、規則正しい生活をするのが基本だと思った。
- 「子育て中に刺さったことば」や「あちらの世界、こちらの世界」の話が難しかった。
- 今、2世帯住宅に住んでいるが親と兄弟の支えがあった幸せだと感じた。
- 作業所の方の支援のおかげで一人暮らしができています。
- 色々な人がいるな。自分は恵まれているなと感じた。
- 楽しかった。また来年も研修はあるのか。毎年やっているか。何回目の開催なのか。
- 自閉症の方など想像力をもって関わることが大切だと感じた。
- コーヒーがあって良かった。
- 自閉症の親の苦勞を知ることができた。
- 周りの人から「グループホームに入るといいよ」って言われている。でも自分でよく考えて決めようと、(今日の研修で)思った。自分の気持ちを作業所の方に伝えたい。
- 親の反対を押し切って一人暮らしを始めて15年がたった。朝・晩ヘルパーの支援を受けて暮らしている。母親が病気で無くなり、父親も脳梗塞で支援が必要になった今、妹が介護をしているが、自分まで自宅にいたら、2人の介護をすることになり、大変だったと思います。自分の選択は間違っていないかと思っています。

当事者以外

- 高橋さんからの話は勉強になった。グループホームは色々な方がいるので、合う合わないがあると思う。地域移行という、いちばん最初にグループホームが浮かぶが、それだけではない事を思い知らされた。
- 支援者として、頭では分かっているけど、多忙で選択する時間を与えられないという現状もある。
- 意思疎通の難しい入所者の方の希望がどこまで汲み取れるのか、難しい部分もある。
- その人らしい支援ができていくか振り返ることができた。
- 保護者にとって「信頼できる人たち」になれるように心がけようと思った。
- まず話を聞くことを支援の基本にしたいと思った。

- 自分の気持ちを言葉に出せない方を支援しているため、当事者の話を聞くことができ新鮮だった。言葉でのやりとりが羨ましいとも感じた。
- 個々の世界を大切に、臨機応変に対応することを心がけたい。
- 講演では共感できることがあり、勉強になった。
- 当事者の本音が聞いて良かった。日頃グループホームから地域生活をできるように支援しているが、「グループホームから出て良かった」という話を聞いて複雑な気持ちになった。
- 親の気持ちとしてはグループホームに入れようと思っていた。でもそれは親のエゴかもと今日の研修で感じた。子供にとっていい方向性が選択できたら、と思う。
- グループホームに入るにあたっては、入る方の情報共有が必要と思っている。また、どんなグループホームがあるのか？あるいは、金銭管理のできるグループホームはどこか？等の情報があると思う。
- 親の思いと支援者の考えがすれ違うことがよくある、と思う。
- 親の価値観を押し付けていると気づかされた。
- 当事者が一人暮らしをしていた。グループホームと決めつけなくて娘の気持ちを聞いてみたい。
- グループホームは職員にも仲間にも気を遣う。いろいろな面でいろいろある。グループホームでホッとする人もいる。ずっとそのままでなく、その人らしく道を選んで行ければ良い。
- いろいろな選択肢があるが、選ぶ支援も必要。資源が少ない。情報も少ない。
- 押し付けられない支援が必要であることが分かった。
- ご本人の声を聞いてよかった。
- 本人の願いを聞き、その願いに沿っての支援を心がけていきたいと思います。
- お互いのおもい、デメリットをメリットに変換することを考えていきたいと思います。
- 知的にハンデのある仲間の2名はお話が難しいということだった。わからなかったら挙げる用紙を使うことができなかった。
- それぞれの立ち位置からの感想が聞いて良かった。

<会場の様子>



←9グループに分かれて、コーヒー片手に円座で話を聞く。グループワークもこのまま行う。

↓壇上には長椅子を置いて、講演者もコーヒーを片手に座って話を聞く。



グループワークは、協議会のメンバー、市の職員もファシリテーターとして参加し、研修の感想の共有を行った。

5. 実務者運営会議（事務局会議）の概要及び開催状況等について

【実務者運営会議（事務局会議）の概要】

役割	協議会の運営全般に関わり、各連絡会・各会議の進捗状況を把握し、検討課題の抽出や進行管理を務めることを役割とする。 平成30年度は、協議会の研修会の改変に関する議論や、より実務者運営会議を活性化させるための議論等が行われた。 また、相談支援体制に関する会議より基幹相談支援センターに関する議論を引継ぐために協議会内に「基幹相談支援センター検討会」設置の検討を行った。
回数	年5回
委員構成	全体会 会長・副会長、個別支援調整会議 コーディネーター・副コーディネーター、くらしを支える連絡会 会長・副会長、相談支援連絡会 会長・副会長、こども支援連絡会 会長・副会長、指定管理者（横須賀市立福祉援護センター かがみ田苑）、障害者相談サポートセンター
事務局	健康部保健所健康づくり課、福祉部障害福祉課

【実務者運営会議（事務局会議）の開催状況】

	開催日	内 容
第1回 （事務局 会議）	平成30年 7月6日（金）	<ul style="list-style-type: none"> *平成29年度 障害とくらしの支援協議会活動報告（案）について *平成29年度 障害者相談サポートセンターの活動報告について *平成29年度 横須賀市虐待防止センターへの通報件数、虐待認定件数について *サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の進捗状況について *各連絡会及び各会議の活動状況について *平成30年度 障害とくらしの支援協議会の取り組み（案）について *相談支援体制に関する会議の開催状況について *第1回全体会の議題（案）について
第1回 （実務者 運営会議）	平成30年 9月21日（金）	<ul style="list-style-type: none"> *実務者運営会議の会長、副会長の選出について *各連絡会及び各会議の活動状況について *サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の進捗状況について *横須賀市虐待防止センターからの報告について *平成30年度 障害とくらしの支援協議会 全体会の研修（案）について *障害相談支援体制に関する会議について
第2回 （実務者 運営会議）	平成30年 12月26日（水）	<ul style="list-style-type: none"> *各連絡会及び各会議の活動状況について *サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の進捗状況について *横須賀市虐待防止センターからの報告について *平成30年度 障害とくらしの支援協議会 研修会（案）について *令和元年度以降の協議会のあり方について
第3回 （実務者 運営会議）	平成31年 1月28日（月）	<ul style="list-style-type: none"> *令和元年度以降の実務者運営会議の進め方について
第4回 （実務者 運営会議）	平成31年 3月12日（火）	<ul style="list-style-type: none"> *各連絡会及び各会議の活動状況について *サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の進捗状況について *横須賀市虐待防止センターからの報告について *平成30年度 障害とくらしの支援協議会 研修会の報告について

【実務者運営会議での主な決定事項 及び 活動内容】

- * 第2回実務者運営会議において、実務者運営会議の進め方について、より議論が活性化できるように改善していくべきである、という意見が多くあった。
- * 令和元年度の協議会案についても議論が行われ、よりサービス事業所等最前線で障害者に接している支援者の課題について深く掘り下げていくべきとの意見が提出され、令和2年度の組織改変に向けて令和元年度中に議論していくこととなった。
- * 例年、全体会研修として行われてきた権利擁護研修会が虐待防止センター主催となった。協議会としては新たに研修会を実務者運営会議のメンバーが中心となり平成31年3月4日開催した。
- * 障害者虐待についての報告について平成29年に議論された通り、平成30年度より実務者会議で報告されるようになった。また、全体会においても報告されるようになっている。
- * 実務者運営会議の委員が参加している相談支援体制に関する会議についての報告が行われた。
- * 相談支援体制に関する会議において、引き続き基幹相談支援センター開設に向けた議論を行う場を協議会内に設置することが意見としてだされ、第4回運営会議において基幹相談支援センター検討会の設置案を全体会に提出することが決まった。

6. 個別支援調整会議の概要、開催状況及び活動成果等について

【個別支援調整会議の概要】

役割	個別支援調整会議は、個別事例を扱うことのできる会議である。 障害者相談サポートセンターの相談支援専門員と市障害福祉課のケースワーカーが対応困難事例、人権擁護に関わる事例等について、具体的な対応を協議することを目的とする。
回数	年6回 ※毎月第3水曜日に開催
委員構成	田浦障害者相談サポートセンター、久里浜障害者支援センター ゆんるり、衣笠障害者相談サポートセンター 相談室「あすなろ」、よこすか障害者地域活動支援センター アメグスト
事務局	福祉部障害福祉課

【個別支援調整会議の開催状況】

	開催日	内 容
第1回	30年4月18日	① コーディネーター、副コーディネーター選出 ② 検討事項打合せ（会議要領の改正、今年度取組確認） ③ 情報交換、その他
第2回	30年6月20日 ③から指定相談事業所4名参加	① 検討事項打合せ（困難事例検討書式検討やまとめ方について） ② 情報交換、その他 ③ 困難事例検討 （自傷行為があるケースの退院後の就労支援について）
第3回	30年8月15日 ③から指定相談事業所6名参加	① 検討事項打合せ（困難事例検討書式検討やまとめ方について） ② 情報交換、その他 ③ 困難事例検討 （家族に金銭要求して、自殺企図をするケースの支援について）
第4回	30年10月17日 ③から指定相談事業所5名参加	① 検討事項打合せ（今年度の実施評価やまとめ方について） ② 情報交換、その他 ③ 困難事例検討 （老朽化した家に住み続けたいケースの支援について）
第5回	30年12月19日 ③から指定相談事業所5名参加	① 検討事項打合せ（今年度の実施評価・次年度の実施方法検討） ② 情報交換、その他 ③ 困難事例検討 （実家を急に出て婚約者が主な介護者となった独居支援について）
第6回	31年2月20日 ③から指定相談事業所5名参加	① 検討事項打合せ（今年度の実施評価・次年度の実施方法検討） ② 情報交換、その他 ③ 困難事例検討 30年度扱った4事例まとめ・振り返り

【平成30年度の活動成果】

昨年度（平成29年6月）より困難事例検討については、指定相談事業所が支援困難事例を相談できるシステムとして、実施した。平成30年度は会議を昨年の12回から6回に減らし、そのうち事例検討は、4回実施している。第6回の困難事例検討時には、スーパーバイザーを依頼し、グループスーパーバイズの手法等も活用し今年度実施した事例のまとめを行っている。

今年度の困難事例検討では、指定相談事業所よりの事例提出が1例、事業所職員の参加が4-6名/回だった。

令和元年度においても、平成30年度同様、困難事例検討を指定相談事業所より募集し、相談支援専門員と共に事例検討を行えるようにしていくこととなった。

7. くらしを支える連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について

【くらしを支える連絡会の概要】

役割	くらしを支える連絡会は、地域生活を支えるために、今ある資源の状況把握と有効活用など、具体的なサービス提供のあり方を検討するとともに、活動企画の開催による地域の課題の抽出や関係機関の連携と支援力の向上を図ることを目的としている。
回数	年3回 ※活動企画1回
委員構成	障害者相談サポートセンター、短期入所事業所等、指定管理者（横須賀市立福祉援護センター かがみ田苑）、地域福祉関係機関（横須賀市社会福祉協議会）障害当事者・家族（障害者団体連絡協議会、横須賀の福祉を推める会）、居宅介護事業所、横須賀・三浦作業所連絡会、横須賀グループホーム連絡会、医療機関、学識（神奈川県立保健福祉大学）、健康部保健所健康づくり課、横須賀市児童相談所。
事務局	福祉部障害福祉課

【くらしを支える連絡会の開催状況】

	開催日	内 容
第1回	30年6月19日	●自己紹介 ●会長・副会長選出 ●昨年度活動報告 ●今年度の進め方について（グループ討議）
第2回	30年9月15日	●全体会・実務者連絡会の報告 ●活動企画の開催について ●グループ討議
活動企画	30年11月19日	「ジレンマに向き合うために」～困っていることを共有する～
第3回	31年3月7日	●活動企画の報告 ●前回までのグループ討議のまとめ ●来年度の進め方について（グループ討議）

【平成30年度の活動成果】

- 今年度の取り組みについて -

構成機関を一部再編し、委員を28名とした。今年度も幅広くくらしに着目し、制度で対応出来ない部分について具体的に検討する。今年度は特に直接支援に当たっている方々に出席を依頼し、日々の課題から地域での課題を抽出していく。様々な立場の方が参加しているので進め方を工夫しながら、基本的にはグループ討議を通して意見交換をすすめた。

第1回平成30年度の進め方や現在の困っていることについて

- ・GHの役割が生活の場だけでなく、支援者として家族としての関わりも必要。
- ・支援者の高齢化と人手不足。人材確保のために福祉の仕事の魅力（自分の経験を活かせる等）をPRしたり、学生にアルバイトで来てもらったりしたら良いのでは。
- ・安定した運営のために、NPO法人と社会福祉法人の違いや利点等の共有。
- ・株式会社の福祉分野への参入についての危惧。支援者同士が交流する場が必要。
- ・児童施設から成人施設への移行。移行先がない。
- ・てんかん、行動障害への医療面からのアプローチ。服薬調整のための受け入れ先が少ない。
- ・GHの空きを探すのが大変。情報共有のシステムがあると良い。
- ・地域移行の数値が現実的ではない。特に知的の方は難しいと思う。

- ・同一施設内での施設とGHの設置が可能にならないのか。
 - ・GHの設置基準である火災報知器の設置について緩和出来ないか。
 - ・デイケアにおいて長期利用者に対する報酬が減ること。
 - ・施設は入所者が亡くならないと入れない状態。
 - ・SS使いにくい。緊急時に利用出来ない。
 - ・65歳問題。障害と介護保険サービスの違い。ケアマネに同行援護をどう分かってもらえるか。計画相談とケアプランを同じ人が立てられないか。
 - ・くらしを支える連絡会をネットワークの場として活用したい。
 - ・グループに当事者の立場の方に入ってもらいたい。
 - ・移行までに必要なことをみんなで考えたい。
- 障害のある人のくらしにかかわる支援に係わる情報共有を行った。この連絡会そのものがくらしを支える基盤につながるネットワークとして機能することが確認された。そのために、グループワークには当事者やその家族が入ることが重要である。

第2回 前回のグループ討議の振り返りと制度のはざまについての討議を実施

- ・人材不足の問題：職員が兼務をしていることが殆ど。扶養の問題で103万、130万の壁があり、非常勤が多い。スタッフの高齢化。担い手不足によりサービスの提供が出来ないことがある。
- ・短期入所の報酬の問題：報酬が安いので職員に頼めず、管理者や理事長が出勤することもある。
- ・障害者虐待の問題：逆に利用者からの暴力が多いが、怪我をしても労災程度しか適用されない。
- ・看取りの問題：GHや施設にも出口が必要。看取りが増えているが、職員の負担は大きい。
- ・株式会社と比べると社会福祉法人の安定性は高い。人生設計は立てやすい。他職種と比べて異動や昇進が少ない。しかしNPO法人はお金をプールしておけないので、緊急時の対応が出来ない。
- ・家族が休むために職員の休みがないのはおかしい。
- ・GHについての問題：人材確保。利用者の高齢化。待機者が多いが、需要は増えている。支援の必要性が高い人が入居したときの加配があると良い。入居者が通所を欠席した時の対応が大変。GHによって対応が違う。支援者の孤独感。情報共有の場がない。
- ・施設とGHの間があっても良いと思う。
- ・親の立場からすると親代わりを要求してしまう。そのため運営に関わっている親もいる。
- ・高齢サービスへの移行時、成年後見制度の手続きをした。
- ・移行時、場所を変えることの難しさがある。就労移行は比較的スムーズに移行出来る。
- ・重度の方で行動障害のある人が増えている。その方の生活の場がない。短期を繋ぐのも難しい。
- ・移行する場合には移行先での移行後の環境調整も大切。情報共有が大切。
- ・作業所から生活介護への移行は、収入は増えるが請求などの事務が増えてしまう。
- ・障害支援区分が下がることによる報酬の減少。大きく生活が変わる訳ではないので困る。
- ・それぞれの場で連携出来る場がない。情報共有のためのシステムがあれば良いのでは。
- ・本人だけでなく、家族にも支援が必要な人が多い。
- ・サービスの必要性の見極めが難しい。また担えない部分をどうするか。サービス外支援をすると歯止めが効かなくなる。適切な制度利用から離れていく。精神の方は特に難しい。
- ・月単位の金銭管理は難しい。あんしんセンターや成年後見制度の利用は嫌がる方が多い。
- ・自己負担額が0円の方が多く、お金がかかっていることが分かっていない方が多い。それが介護保険への移行時に抵抗感を増している原因でもあるのでは。
- ・社会モデルの変化により、サービスの利用の仕方に変化が来ている。(児童サービスの利用増)

活動企画参加者 19 名、3 Gに分かれて討議をした。

※個別事例の検討が多かったため内容抜粋※

- 今までの連絡会や活動企画で出ていた課題と同じようなことが今回もあがっていた。それ以外に制度の変化によりサービス利用希望が増えていること、当事者家族が本人を理解していないことがあり事業所と揉めてしまうことがあり解決のために第三者の介入が大切だということ、支援区分が重度の方よりも軽度の方の支援の方が大変だが報酬が低いというジレンマがあること、入所すべき人が入所出来ず入所でなくても平気な人が入所している事実があるということ、横須賀市の人口減の話、資源が足りず相談員がサービス調整に追われているということ、親亡き後の準備支援があったら良いという話があった。

まとめとしてジレンマを解決することは難しいが、それぞれの立場で妥協点を見つけ、折り合いをつけながらそれを関係者で擦り合わせて支援をすることが大切ではないかという話となった。

参加した方からは今回は少人数だったため沢山話が出来た、ジレンマを共有して同じ悩みを抱えていることが分かり、元気になったという感想が多くあった。

アンケートの中で福祉の仕事の良い点と悪い点を挙げてもらった。良い所としては色々な人と関わることが出来、障害のある方の人生に関わり支援が出来ること、感情的なやり取りが多く感謝の気持ちを感じたり慰められたりすること、共生社会の実現に向けて一般の方に福祉を知ってもらう役割を担えることが挙げられた。悪い点としては、終わりがなくストレスが溜まりやすいこと、一般的なイメージが悪いこと、現場の声を言語化して説明しにくいこと、低賃金でボランティア要素が強いこと、障害者に迎合しすぎること、制限が多いこと、考えが経営に向きがちなのが挙げられた。

第3回今年度のグループ討議を振り返り、来年度取り組みたいことや出来ることについて検討した。今年度出た話題はまとめると①人手不足②資源不足③利用者の増加④障害のある方の状態像の変化についてだった。以前は具体的な支援に関する話題が多く挙がっていたが、昨年から人手不足の話題ばかりになっている。サービスを提供したいがそれが出来ないジレンマが多い。くらしを支える連絡会はくらし全般を見ている連絡会であるため、その立場で何が出来るかを今後検討したい。

<具体的な案として>

- 業務負担が増えているためそれを簡略化出来ないか→フォーマットの統一など
 - SSの新規利用が増えている中で他市では報酬単価の上乗せがあるが、それが出来ないか
 - 防災関係のことをテーマにし、何か具体的な取り組みが出来ないか
 - 人手不足の中で、福祉に関わる人材の育成を事業所単位ではなく市単位で出来ないか
→職場とのマッチングや初任者研修、福祉の仕事についての周知、学校や地域との繋がりなど
 - 情報を集約する場を作れないか
 - 障害者雇用は進んでいるが、その障害福祉を支える人材の支援も出来ないか
 - 今働いている人材を大切に、魅力的な集まりを通して横の繋がりを強められないか
 - ボランティアやピアサポーターなど福祉に対して熱意のある方を活用出来ないか
- という案が出た。次年度はくらしを支える連絡会だからこそ出来る取り組みに着目し、それを活動企画として行っていきたい。また今年度は年3回の開催で積み上げが難しかったため、次年度は回数を少なくとも4回は開催したい。

8. 相談支援連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について

【相談支援連絡会の概要】

役割	<p>相談支援連絡会は、相談支援機関の役割分担などの地域の相談支援体制のあり方やサービス等利用計画等の効果的な推進方法を検討するとともに、地域の相談支援機関とサービス提供事業所等との連携や支援力の向上を図ることを目的としている。</p> <p>平成30年度からは、「相談支援事業所の情報共有」、「相談支援専門員の必要な知識や技術の向上」、「地域課題の抽出及び集約のための意見聴取」などを主な目的としていくため、相談支援事業所のみでの委員構成とし、市内全ての相談支援事業所に委員として参加していただくなど、内容や委員構成を一部変更した。</p>
回数	<p>・年3回（情報交換会3回） ・勉強会1回 ・研修会1回</p>
委員構成	<p>障害者相談サポートセンター、指定相談支援事業所</p>
事務局	<p>福祉部障害福祉課</p>

【相談支援連絡会の開催状況】

	開催日	内 容
第1回	30年5月16日	<p>《相談支援連絡会》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●会長・副会長の選出 ●平成30年度 相談支援連絡会の活動内容について ●相談支援専門員勉強会及び相談支援連絡会研修会について <p>《相談支援事業所情報交換会》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成30年度計画相談支援に係る報酬改定の内容について
第2回	30年9月19日	<p>《相談支援連絡会》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●相談支援連絡会研修会について <p>《相談支援事業所情報交換会》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●金銭管理の事業に関する説明と意見聴取 ●障害支援体制に関する説明と意見聴取 ●各相談支援事業所より障害者の住居、住まいに関する情報共有
研修会	30年11月6日	<p>「知的障害・発達障害のある人の反社会的行為への対応」</p> <p>講師 社会福祉法人 横浜やまびこの里 相談支援部長 志賀 利一氏</p>
第3回 勉強会	31年1月16日	<p>《相談支援連絡会》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●養護学校卒業生の計画作成について <p>《相談支援事業所情報交換会勉強会》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と相談支援専門員の連携に関する意見交換（グループディスカッション）
第4回	31年3月20日	<p>《相談支援連絡会》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●相談支援体制について <p>《相談支援事業所情報交換会》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●請求について ●相談支援専門員としての職域に関する意見交換（グループディスカッション）

【平成 30 年度の活動の成果】

今年度の①～④のテーマについて、それぞれ取り組みを行った。

① 相談支援事業所の情報共有

相談支援事業所の情報共有の場として「相談支援事業所情報交換会」を開催した。障害福祉課はオブザーバーとして参加し、内容によっては参加しないこともあった。

② 相談支援専門員の質の向上

相談支援専門員として必要な知識や技術を高めるための勉強の場として、「相談支援連絡会研修会」と「相談支援専門員勉強会」を実施した。

研修会は、「知的障害者・発達障害のある人の反社会的行為への対応」というテーマで講師の方をお呼びして平成 30 年 11 月 6 日に開催した。「支援者から見ると問題と感じる行動のある方に対して、どうにかサービスに繋げようとしたくなることがあるが、本人からの発信を大切に、その場ではサービスに繋がらなくても、本人との関係自体は細く長く繋がっていることが大切である」とお話いただいた。軽度知的障害や発達障害の方の支援は、自己決定のプロセスを重視すると共に、認知機能に合わせた基礎的な情報の確認（一般常識等理解しているようで出来ていないことがある）が必要である。受講いただいた方からは「支援の頻度は高くなくても、確実に繋がっていて、何かあったときに相談をしてもらうことの出来る関係性の大切さについて改めて考えることができた」というご意見をいただいた。

勉強会は、平成 31 年 1 月 16 日に「関係機関と相談支援専門員の連携に関する意見交換」をテーマにグループディスカッションを行った。

③ 地域課題の抽出及び集約

地域課題の抽出及び集約のための意見聴取の場として、意見交換会を検討していたが、今年度は開催ができなかった。

④ 横須賀市の計画相談支援等の進捗状況について情報共有

サービス等利用計画及び、障害児支援利用計画の進捗状況を事務局より報告を行った。また、セルフプランからサービス等利用計画への移行状況の確認を行った。

9. こども支援連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について

【こども支援連絡会の概要】

役割	こども支援連絡会は、障害のある児童の支援に係る基本情報の作成、その活用方法やその効果の検証を行うとともに、関係機関の役割の調整を行うことにより、地域の教育と福祉と家庭の連携や支援力の向上を図ることを目的としている。
回数	年3回 ※サポートブックの周知説明会、主にサポートブックの情報登録者を対象とした情報交換会や支援会議については、随時開催。
委員構成	障害者相談サポートセンター、神奈川県立武山養護学校、神奈川県立岩戸養護学校、横須賀市立養護学校、居宅介護事業所、児童系サービス事業所、障害当事者・家族（障害者施策検討連絡会）、横須賀市療育相談センター、横須賀市児童相談所、こども育成部こども青少年支援課、こども育成部こども健康課（南健康福祉センター）、教育委員会学校教育部支援教育課
事務局	福祉部障害福祉課

【開催状況】

平成30年度：年3回開催（6月、10月、2月）

	開催日	内 容
第1回	平成30年 6月18日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成29年度 活動内容の振り返り ● サポートブックに関するアンケート結果について ● 教育と福祉の連携、保護者支援の取り組みについて ● 平成30年度 活動内容（案）について
第2回	平成30年 10月15日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ● サポートブック推進事業の進捗状況について ● サポートブックの検討課題について ● 障害のある児童に関する地域の課題について （医療的ケア児、移動支援、短期入所）
第3回	平成31年 2月18日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ● サポートブック推進事業の進捗状況について ● 事業所向けサポートブック勉強会について ● 大人向けのサポートブックのあり方について ● こどもに関する地域課題について ● 来年度のこども支援連絡会について

◇ サポートブックの周知説明会、主にサポートブックの情報登録者を対象とした情報交換会や支援会議については、随時開催。

【平成 30 年度の活動の成果】

① サポートブック推進事業（作成・活用）の本運用を段階的に実施するための取り組み

◇ サポートブックの周知のための説明会の開催（保護者・支援者向け）

- ⇒ ひまわり園・特別支援学校（所属機関ごと）の保護者会などで説明会を開催
- ⇒ 障害児通所支援事業所を利用している児童の保護者向けの説明会を開催
- ⇒ 支援者向け（障害児通所支援事業所の職員、学校の教員など）の説明会の開催

◇ サポートブックの活用のための情報交換会（勉強会と意見交換会）の開催（保護者・支援者向け）

- ⇒ 主にサポートブックの情報登録者を対象とした情報交換会を開催

◇ サポートブックをツールとして活用した支援会議を開催

- ⇒ サポートブックに記載されている「本人・保護者の願い」「日常生活のちからの記録」などの情報を活用して、支援計画の作成・見直し、支援の方向性の共有化を行う

◇ サポートブックの「更新や見直しの効果」「活用場面」などの継続的な評価と数年後の事業の見直し（評価を踏まえた上での改良）に向けた検証

平成 30 年度のサポートブック推進事業のスケジュール

月	時期	内 容
5月	下旬	◇「サポートブック活用に関する同意書」を提出している74名を対象に「サポートブックに関するアンケート」を実施。
6月	12日	◇療育相談センター（ひまわり園）の保護者会において、福祉サービスの説明と併せてサポートブックの周知
	18日	☆こども支援連絡会（第1回）において、「サポートブックに関するアンケート」結果の共有と、本運用の今後の方向性の確認
7月	4日 12日	◇ひまわり園のH30年10月入園児の保護者向け説明会・勉強会を開催（説明と配付）
	11日 19日	◇ひまわり園のH30年10月入園児の保護者向け説明会・勉強会を開催（書き方勉強会）
	30日	○武山養護学校へサポートブック活用の依頼、作成状況の共有
9月	5日 6日	◇ひまわり園のH30年10月入園児の保護者向け説明会・勉強会を開催（書き方勉強会）
	29日	◇市立養護学校中学部3年生向け説明会を開催（説明と配布）
10月	15日	☆こども支援連絡会（第2回）において、本運用のスケジュール・進捗状況の確認と検証
	25日	◇sukasuka-ippo主催 サポートブック説明会・勉強会を開催（説明と配布）
11月	20日	◇横須賀の福祉を推める会主催 サポートブックを書く会
1月	10日	◇ひまわり園H31年4月入園の保護者向け説明会・勉強会を開催（説明と配布）
	17日 24日	◇ひまわり園のH31年4月入園児の保護者向け説明会・勉強会を開催（書き方勉強会）
	18日	◇武山養護学校在籍児向け説明会を開催（説明と配布）
2月	15日	◇ひまわり園のH30年度卒園児の保護者向け説明会・勉強会を開催（説明と配布）
	18日	☆こども支援連絡会（第3回）において、本運用のスケジュール・進捗状況の確認と検証
3月	7日	◇事業所向けサポートブック活用のための勉強会

② 障害のある児童に関する地域課題抽出

◇ 障害のある児童に関する地域の課題について、毎回テーマを決めて意見交換を行い、協議会として取り組むべき課題として抽出し、実務者運営会議や全体会へ報告した。

⇒第1回目は、「教育と福祉の連携、保護者支援の取り組み」をテーマとして協議

⇒第2回目は、「障害のある児童に関する地域の課題について」をテーマとして、医療的ケア児や短期入所、移動支援の会議での検討状況を共有。

⇒第3回目は、テーマを決めずに、横須賀の地域としてのこどもに関する課題を委員の皆様より自由に挙げていただき、それをカテゴリに分けて、協議を行った。

地域課題・カテゴリは以下の通り。

- 相談支援窓口に関する課題：①②⑫
- 関係機関の連携に関する課題：③④⑫
- 医療的ケア児に関する課題：⑤⑥⑦⑧
- 家族支援に関する課題：①②⑨⑪⑬
- 通学に関する課題：⑤⑥⑨⑩
- 移動支援に関する課題：⑤⑬⑮
- 日中の居場所に関する課題：⑦⑪⑮
- 支援者の姿勢に関する課題：⑭

①	相談支援事業所がどこもいっばいで新規の受け入れが難しい。
②	相談支援事業所が少ない。
③	療育が必要と判断されるまでの関係機関の連携 (早期療育を勧めるために何を行うべきか)
④	支援級の先生との連携の難しさ
⑤	医療的ケア児の送迎
⑥	医療的ケア児の通学手段が限られている。
⑦	医療的ケア児の放課後支援の施設が限られている。
⑧	医療的ケア児の入浴支援
⑨	障害児の保護者が就労を続けることのできる支援
⑩	通学の支援について、共働き世帯が増えている中で、移動支援だけでなく、別の支援方法があるのか。
⑪	現在、放課後等デイサービスを利用している児童が高等部を卒業すると、夕方以降に利用できるサービスが減るので、働いている家族が困ることが多い。
⑫	こどもの全体的なことは、児童相談所やこども青少年支援課が窓口になっているが、サービスの支給決定は障害福祉課が行う等、相談窓口がわかりづらい。相談と支給決定の窓口を統一して、わかりやすくしてほしい。統一することで責任の所在も明確になるのでは。
⑬	移動支援サービスが足りない。
⑭	こどもの場合、障害だけに焦点を当ててではなく、インクルーシブの実践と言う視点をもつ必要がある。
⑮	移動支援事業所/児童発達支援事業所/放課後等デイサービス事業所、それぞれがどのエリアまで送迎をしているのかわからない。
⑯	レスパイトのための短期入所施設が少ない。

10. 短期入所のあり方検討プロジェクトの概要、 開催状況及び活動成果等について

【短期入所利用調整プロジェクトの概要】

役割	保護者の入院や死亡等による緊急時等の短期入所の利用調整の仕組みづくりを検討することを目的とした課題別会議である。
回数	年4回
委員構成	短期入所事業所、障害者相談サポートセンター、指定相談支援事業所、障害者団体、行政機関
事務局	福祉部障害福祉課

【短期入所のあり方検討プロジェクトの開催状況】

平成30年度：年4回開催（6月、8月、10月、1月）

	開催日	内 容
第1回 プロジェクト	平成30年 6月8日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ● 座長・副座長の選出 ● 平成29年度 活動内容の振り返り ● 本市の短期入所の現状について ● 平成30年度 活動内容（案）について
第2回 プロジェクト	平成30年 8月7日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ● 前回の会議の振り返りについて ● 短期入所事業所の利用者の受け入れに関するアンケートの結果について ● 緊急時の短期入所について ● その他の課題について（意見交換）
第1回 ワーキング	平成30年 9月13日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通のアセスメントシートの作成と情報共有の仕組みづくりについて ● 緊急時の短期入所の取り扱いについて ● その他の課題について（意見交換）
第3回 プロジェクト	平成30年 10月2日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回短期入所事業所ワーキングの報告について ● 緊急時の短期入所の課題に対する取り組みの進め方について ● 市の支給決定のあり方について ● その他の課題について（意見交換）
第2回 ワーキング	平成30年 11月19日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通のアセスメントシートの項目と内容の検討について ● その他（情報共有及び意見交換など）
第3回 ワーキング	平成31年 1月11日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通アセスメントシートの作成と情報共有の仕組みづくりについて ● 市の支給決定のあり方について ● その他（情報共有及び意見交換など）
第4回 プロジェクト	平成31年 1月29日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通アセスメントシートの作成について ● 市の支給決定のあり方について ● その他の課題について（意見交換）

【平成 30 年度の活動成果】

＜A 事業所の運営に関する事項＞

短期入所事業所のメンバーで構成する短期入所事業所ワーキング（事務局は障害福祉課）を設置し、第1回ワーキングでは、共通のアセスメントシートの必須項目やアセスメントシートの構成や利用の仕方などについて、協議を行った。

また、国の報酬改定で緊急時の短期入所の加算の要件が大幅に緩和されたことを受け、国の報酬を利用する場合の緊急受入れの判断や利用の流れなどについて、意見交換を行った。

第2回ワーキングでは、第1回ワーキングで挙げられた意見を基にして作成した「共通アセスメントシート（たたき台）」について、意見交換を行い、細かい部分について修正を行った。

第3回ワーキングでは、作成した「共通アセスメントシート（お試し版）」について、ワーキングのメンバー（短期入所事業所と障害福祉課）が実際に使用してみた感想などを意見交換した。

今後も引き続き、シートの内容や使い勝手を検証することとしている。

＜B 市の支給決定に関する事項＞ ＜C 緊急時の対応に関する事項＞

第1回プロジェクトでは、前年度の活動を振り返るとともに、平成29年度の実績決定の状況と利用実績のデータ、緊急短期入所事業の実績などを把握し、今年度の活動内容を決定した。

第2回プロジェクトでは、短期入所事業所の利用者の受け入れに関するアンケートの結果を報告するとともに、緊急時の短期入所に係る他都市の事例を紹介し、緊急時の短期入所の課題と今後の対応策について、協議した。

また、平成30年度の国の報酬改定について、緊急時の短期入所の関連項目を中心に紹介した。

第3回プロジェクトでは、「緊急時の短期入所の課題に対する取り組みの進め方」と「市の支給決定のあり方」について、協議した。

第3回ワーキングでは、短期入所の予約や利用日数の現状、市の支給決定のベースとなる日数を引き下げた場合の影響などについて、意見交換を行った。

第4回プロジェクトでは、「市の支給決定のベースとなる日数を引き下げた場合の影響」や「利用ニーズや利用目的を踏まえた支給決定を行うこと」などについて、意見交換を行った。

＜その他＞

次年度以降、利用者のニーズ等の実態を把握するためのアンケート調査等の実施について、検討することとした。

【今年度に予定していた取り組みの内容とその進捗状況について】

1. 利用者の受け入れにあたっての事業所間のルールの一統化に関すること

＜総合評価＞ △

取り組みの内容	進捗状況
共通のアセスメントシートの作成と情報共有	○
運営方法の一統化	△

※ 運営方法の一統化については、「短期入所事業所ワーキング」で意見交換を行ったが、具体的な取り組みの実施には至っていない。

2. 短期入所事業関係機関による定期的な連絡会の設置とその役割に関すること

＜総合評価＞ △

取り組みの内容	進捗状況
利用状況に関する情報交換	○
利用調整機能の担い手の検討	×

※ 利用状況に関する情報交換については、「短期入所事業所ワーキング」で実施した。

※ 利用調整機能の担い手については、具体的に検討できなかった。

3. 市の支給決定のあり方に関すること

＜総合評価＞ △

取り組みの内容	進捗状況
必要性を踏まえた支給決定に関する関係者の理解	△
ベースとなる支給決定日数の引き下げ	△

※ 今後、利用者のニーズ等の実態を把握するためのアンケート調査等の実施について、検討する必要がある。

4. 緊急時の対応に関する事項

＜総合評価＞ ×

取り組みの内容	進捗状況
24時間の緊急連絡体制の構築に関すること	×
市の緊急短期入所のあり方に関すること	△
緊急時を想定した利用者の事前登録制の導入に関すること	×

※ 市の緊急短期入所のあり方については、「短期入所のあり方検討プロジェクト」や「短期入所事業所ワーキング」で意見交換を行ったが、具体的な取り組みの実施には至っていない。

◇ 短期入所に関する課題解決のための取り組みの内容と進捗状況 ◇

分類	内 容	優先的 な取組	進捗 状況	コメント
A-1	新規利用や体験利用の調整窓口の設置		×	
A-2	共通のアセスメントシートの作成と情報共有	☆	○	短期入所事業所や 相談支援事業所で 検証作業中
A-3	受け入れ情報や健康診断の実施の有無などのルールの一斉化	☆	△	短期入所事業所 ワーキングの中で 話題にしている
B-1	事前のしっかりとしたアセスメントの実施	☆	△	短期入所事業所 ワーキングの中で 話題にしている
B-2	各事業所の受け入れの得意・不得意な状況の把握と情報共有	☆	△	短期入所事業所 ワーキングの中で 話題にしている
B-3	事業所の職員に対する様々な障害特性に対応できる研修の実施		×	
B-4	医療ケアの必要な人に対して事業所に看護師を派遣		×	
C-1	受け入れに合わせて他の事業所から応援職員を派遣		×	
C-2	受け入れに合わせて24時間対応できるヘルパーを派遣		×	
D-1	短期入所事業関係機関による定期的な連絡会の開催	☆	○	短期入所事業所 ワーキングが該当
D-2	短期入所に関する調整窓口の設置		×	
D-3	基幹相談支援センターによる利用調整業務の実施		×	
E-1	市内の協法力人の輪番制による緊急対応支援員の派遣		×	
E-2	24時間の緊急連絡体制の整備	☆	×	未着手
E-3	緊急時に対応できる一時的な受け入れ場所の整備		×	
E-4	各事業所の輪番制による市の緊急短期の受け入れ枠の分担		×	
E-5	緊急時の短期入所が想定される利用者に対する事前登録制の導入	☆	×	未着手
E-6	緊急時の受け入れにより生じた報酬減算分に対する市による補償		○	H30年度の国の報酬 改定により対応済
E-7	市の緊急短期入所のあり方について検討する場の設置	☆	○	短期入所のあり方 検討PTが該当
F-1	必要性を踏まえた支給決定に対する利用者や事業者等の理解	☆	△	協議会PTで 検討に着手
F-2	ベースとなる支給日数の引き下げ	☆	△	協議会PTで 検討に着手
F-3	短期入所以外の方法による生活方法を学ぶための研修の実施		×	

11. 移動支援のあり方検討プロジェクトの概要、開催状況及び活動成果等について

【移動支援のあり方検討プロジェクトの概要】

役割	圏域内の移動支援に関する考え方のすり合わせやより適切な移動支援のあり方を検討することを目的とした課題別会議である。
回数	年4回
委員構成	移動支援事業所、児童通所系サービス事業所、障害者相談サポートセンター、指定相談支援事業所、障害者団体、教育関係機関、行政関係機関
事務局	福祉部障害福祉課

【移動支援のあり方検討プロジェクトの開催状況】

平成30年度：年4回開催（5月、7月、9月、2月）

	開催日	内 容
第1回	平成30年 5月30日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ● 座長・副座長の選出 ● 平成29年度 活動内容の振り返り ● 平成30年度 活動内容（案）について ● 移動支援のリーフレットについて ● 自力通学等の可能性のある児童の検討について
第2回	平成30年 7月26日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ● 移動支援のリーフレットについて ● 横浜市の障害者移動支援事業について ● 自立通学・自立通所を目指すための加算等の創設について ● その他の課題について（意見交換）
第3回	平成30年 9月25日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ● 移動支援のリーフレットについて ● 「自立通学・自立通所を目指すための支援」実施見込み調査結果について ● 横浜市へのヒアリングの結果について ● 自立通学・自立通所を目指すための加算等の創設について ● その他の課題について（意見交換）
第4回	平成31年 2月8日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ● 移動支援のチラシの完成と活用について ● 課題解決に向けた今後の取り組みの検討について ● その他の課題について（意見交換）

【平成 30 年度の活動成果】

第1回プロジェクトでは、前年度の活動を振り返るとともに、平成 29 年度の全体の利用人数及び利用時間数の実績データ、通所・通学・余暇などの利用目的別の実績データ、車両・公共機関の交通手段別の実績データ、療育手帳の程度別の実績データなどを紹介し、現状把握を行った。

また、今年度の活動内容を決定し、移動支援の適切な理解を進めるためのチラシの内容を検討するとともに、自立通学等の可能性のある児童について、データに基づき検討した。

第2回プロジェクトでは、引き続き、移動支援のチラシの内容と周知の方法について検討した。

また、横浜市の障害者移動支援事業の内容と本市との違いを報告し、自立通学・自立通所を目指すための加算等の創設について協議した。

なお、事務局（障害福祉課）として、横浜市を訪問し、横浜市の移動支援事業やガイドボランティア事業について、ヒアリングを行った。

第3回プロジェクトでは、移動支援のチラシの内容の最終確認、自立通学・自立通所を目指すための加算等の創設に関する市内の事業所向けの実施見込調査の結果報告と横浜市のヒアリングの結果報告を行い、具体的な対象者や利用の条件などについて、協議した。

移動支援のチラシの内容が確定したため、平成 30 年 12 月下旬より、障害福祉課の窓口で、「新たに移動支援の支給決定を希望する方に対して、制度や支援内容の概要を説明する」ために、チラシを活用することとした。

第4回プロジェクトでは、課題解決のための取り組みの進捗状況を確認し、今後の会議の進め方について、協議した。

【今年度に予定していた取り組みの内容とその進捗状況について】

1. 移動支援の利用方法の適切な理解

＜総合評価＞ △

取り組みの内容	進捗状況
移動支援のチラシの作成（窓口での活用、相談支援事業所と移動支援事業所への周知）	○
移動支援のチラシの市のホームページでの公表	×

※ 市のホームページでの公表については、今後、時期を見て実施していく。

2. 支援計画に基づいた目的を持ったサービスの利用の徹底

＜総合評価＞ ×

取り組みの内容	進捗状況
移動支援の利用の手引き（ガイドブック）の作成	×
相談支援事業者や移動支援事業者への利用の手引き（ガイドブック）の周知	×
移動支援の支援目的に関する事例検討会などの開催	×

※ 利用の手引き（ガイドブック）については、「移動支援の利用方法の適切な理解」が浸透し、「具体的な利用についてのQ&A」が積み重なっていく中で、作成していく予定。

3. 自立通学や自立通所が促進できるような取り組み

＜総合評価＞ △

取り組みの内容	進捗状況
自力通学や自力通所を目的とした支給決定を行う（アセスメント・支援計画・検証）	×
自力通学や自力通所を目的とした場合の報酬の加算を行う	△

※ 自立通学・自立通所を目指すための加算等の創設には至らなかったが、「課題の分析」、「実施のための基本的な考え方」、「具体的な対象者、利用のタイミング、利用の条件」などについて、協議を行った。

4. 移動支援の報酬単価の種類と金額の見直し

＜総合評価＞ ×

取り組みの内容	進捗状況
移動支援事業者に対する運営状況実態把握調査の実施	×
利用者及び家族に対する移動支援のニーズ調査の実施	×

※ 今後、アンケートの方法などによる実態把握調査の実施を検討していく。

5. 医療ケアのある児童のための保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携

＜総合評価＞ △

取り組みの内容	進捗状況
医療ケアのある児童のための保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携の場の設置	○
医療ケアのある児童の移動支援に関する実態把握調査（事業者向け・保護者向け）の実施の検討	×
医療ケアのある児童のスクールバスの利用に関する実態把握調査（保護者向け）の実施の検討	×

※ 今後、医療ケアのある児童の移動に関する課題について、アンケートの方法などによる実態把握調査の実施を検討していく。

※ 関係機関の連携の場については、平成30年11月に、神奈川県と本市が合同で「小児等在宅医療連絡会議」を設置しており、その中の課題の一つとして、「医療ケアのある児童の移動支援」が挙げられている。

【今後、検討すべき取り組みとして考えられるもの】

1. 支給決定者の人数、支給決定時間数、支給決定する利用内容の再検討

- ◇ 移動支援の給付費の増大の抑制
- ◇ 限りある予算の中で、必要な人に必要な量を支給決定できる仕組みに変更
- ◇ サービスの対象となる外出の内容、サービス報酬単価、支給決定コードの見直し
＜現状＞ 移動支援（基本）と移動支援（加算）のみの支給決定コード

☆ 支給決定の人数、時間数、利用内容を再検討することによる次の内容を検討する。

- ① 余暇、通所、通学、乗降介助など、利用目的や利用手段に着目して、支給決定を細分化することによる影響を検討！
- ② 対象者を絞る（未就学児を対象外とする、身体障害者手帳の等級による制限など）ことによる影響を検討！
- ③ 利用目的別に支給決定の時間数の目安を設定すること、支給決定の時間数の目安を引き下げることによる影響を検討！

2. 道路運送法の遵守

- ◇ 車を使用した移動支援を行う事業者について、道路運送法の許可または登録を受けていることを確認する。
 - ⇒ 車を使用した移動支援を行う事業者について、事業者登録の要件として、道路運送法の許可または登録を証する書類（写し）の提出を求める
 - ⇒ 利用者から運送に係る運賃相当額を徴収していることを確認の上、移動支援の報酬の支払いを行う

☆ 道路運送法を遵守することによる次の内容を検討する。

- ① 利用者が道路運送法に基づく運賃相当額を負担することによる影響を検討！
- ② 道路運送法の許可または登録を受けることによる移動支援事業者の事業の運営に対する影響を検討！

3. 通学支援に対する支給決定方法の変更

- ◇ 通学支援は原則として移動支援の対象外
 - ⇒ 例外として認める場合の条件を明確にする必要あり
- ◇ ボランティアの活用の推進
 - ⇒ 家に近い学校（地域の学校）の支援級への通学は、原則として移動支援の対象外とし、地域のボランティアの活用を推進

☆ 通学支援を原則として対象外とすることによる次の内容を検討する。

- ① 既存の利用者の登下校の付き添いの確保に関する影響を検討！
- ② 通学支援を例外として認める場合の条件を検討！
- ③ 特別支援学校（養護学校）のスクールバスの利用や就学相談における学校選択など、学校運営に関する影響を検討！
- ④ 地域のボランティアセンターに通学の付き添いの依頼が増加することへの影響を検討！

4. 施設送迎における送迎加算の推進

- ◇ 施設送迎の実態把握が必要
 - ⇒ 送迎加算が促進されない理由として、①人員 ②車両 ③駐車場代 ④送迎の範囲の問題が考えられる。
 - ⇒ 送迎加算を促進するにあたっては、重度の人（行動援護の項目にチェックがある人など）と軽度の人（自力で通える可能性のある人など）の線引きが必要。

☆ 施設送迎を推進することによる次の内容を検討する。

- ① 既存の送迎加算の利用者や新たな送迎加算の利用者への影響を検討！
- ② 通所事業所等の事業の運営（送迎車や人員の確保など）に関する影響を検討！
- ③ 移動支援事業費の減少と施設送迎の推進に係る経費の増加について、市の移動支援施策全体の経費への影響を検討！

5. 移動支援事業の集団指導講習会の実施

◇ 事業所に対する指導体制の強化

- ⇒ 障害福祉サービス等の集団指導講習会に併せて、年1回、移動支援の集団指導を実施している。
- ⇒ 悪質なケースについては、必要に応じて、指導監査課と障害福祉課が連携し、移動支援の実地指導を行っている。
- ⇒ 現状では、明らかな誤りであれば指摘できるが、移動支援の支給決定基準や利用の適否の判断基準も明確ではないため、これらの基準を整備していく必要がある。
- ⇒ 実地指導の基準となる「移動支援の利用の手引き（ガイドブック）」などの作成が必要

☆ 移動支援事業所に対する移動体制を強化することによる次の内容を検討する。

- ① 既存の移動支援の利用者への影響（サービスが利用できなくなる、車を利用した場合の運賃相当額の支払いが生じるなど）を検討！
- ② 移動支援事業所の事業の運営に関する影響（採算が取れず事業を廃止など）を検討！
- ③ 「移動支援の利用の手引き（ガイドブック）」の作成を検討！

6. 障害者ガイドボランティア事業の事業化の推進（市社協ボラセンと連携）

◇ 障害者外出支援ボランティア養成講座（市社協主催）の継続実施

- ⇒ 市社協ボラセンとの連携を積み重ね、地区社協のボラセンとの連携を模索

◇ 障害者ガイドボランティア事業と移動支援事業の役割分担

☆ 障害者ガイドボランティア事業を推進することによる次の内容を検討する。

- ① 障害者ガイドボランティア事業の業務内容について、移動支援事業との役割分担を踏まえて検討！
- ② 市社協ボラセン等の業務の増大に伴うボランティア業務の運営への影響を検討！
- ③ 移動支援事業費の減少と障害者ガイドボランティア事業の実施による新たな経費の発生について、市の移動支援施策全体の経費への影響を検討！

◇ 移動支援に関する課題解決のための取り組みの内容と進捗状況 ◇

課題 の分類	課題 対応策	内 容	優先的 な取組	進捗 状況	コメント
A B	1	自力通学や自力通所が促進できるような取り組み	☆	△	令和元年度の予算化は厳しい
A	2	道路運送法などの関係法令の順守	☆	△	チラシにより軽く周知。 今後、どの程度周知するか、 検討が必要
A D	3	移動支援の利用方法の適切な理解	☆	△	チラシにより概要を周知。 今後、どうやって浸透させて いくのか、検討が必要
A H	4	圏域内の市町の制度のすり合わせ	☆	×	未着手
B G	5	スクールバスなどの稼働率の向上		×	協議会PTとしては未着手
B	6	教育的な枠組みとしての通学支援の検討		×	協議会PTとしては未着手
B	7	通学支援に係る福祉・教育の両分野での垣根を越えた検討	☆	△	協議会PTで、話題として 取り上げている
C	8	医療ケアのある人（児童）の移動支援・施設送迎の利用		×	話題には上っている
C	9	医療ケアのある児童のスクールバスの利用		×	話題には上っている
C	10	医療ケアのある児童のための保健・医療・福祉・教育等の 関係機関の連携	☆	△	県と市が合同で小児等在宅 医療連絡会議を設置
E	11	事業所探し・利用調整の難しさへの対応		×	
E F	12	ヘルパー不足への対応		×	
E F	13	支援の時間帯などの集中への対応		×	
F	14	移動支援の報酬単価の種類と金額の見直し (新サービスの設定と増額の検討)	☆	×	今後、アンケートなどによる 実態調査を行うことを検討
F	15	ヘルパーの質の向上への取り組み	☆	×	未着手
F	16	グループ支援の難しさへの対応		×	
F	17	支援計画に基づいた目的を持ったサービスの利用の徹底	☆	×	未着手
G	18	施設送迎の促進（送迎加算の増額など）	☆	×	話題には上っている。 今後、具体的な取り組みを 進めていくか、検討が必要
G	19	通学支援などにおけるボランティアの活用の推進		△	市社協ボラセン主催による 障害者外出支援ボランティ ア養成講座が開催される
H	20	具体的な支給決定基準等の作成と周知	☆	×	未着手
H	21	増え続けるサービス給付費への対応 (持続可能な制度への見直し)	☆	×	具体的な対応策は未着手

平成 30 年度
横須賀市 障害とくらしの支援協議会

<参考資料>

1. 協議会の設置要綱

○ 横須賀市障害とくらしの支援協議会設置要綱

平成20年8月1日

(総則)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項の規定に基づき、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うため、横須賀市障害とくらしの支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、全体会、実務者運営会議、つながり創り連絡会、個別支援調整会議及び課題別会議によって組織する。

2 全体会は、実務者運営会議、つながり創り連絡会、個別支援調整会議及び課題別会議において協議された事項について、各関係者で情報を共有し、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害児者等に対する支援及び関係機関の連携に関するシステム全体に関すること。
- (2) 協議会の年間活動方針に関すること。
- (3) 協議会の組織に関すること。
- (4) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項

3 実務者運営会議は、協議会が円滑に機能するための環境整備のため、次の各号に掲げる事項について協議し、その結果を全体会に報告する。

- (1) 障害児者等の支援に係る情報交換に関すること。
- (2) 協議会の運営スケジュール等の調整に関すること。
- (3) 課題別会議で協議する課題の設定に関すること。

4 つながり創り連絡会は、次の各号に掲げる連絡会で構成し、それぞれ当該各号に掲げる事項について協議し、それらの結果をそれぞれ実務者運営会議に報告する。

- (1) 暮らしを支える連絡会 地域生活を支えるために、今ある資源の状況把握、有効活用等、具体的なサービス提供のあり方について
- (2) 相談支援連絡会 相談支援機関の役割分担等の地域の相談支援体制のあり方及びサービス等利用計画等の効果的な推進方法について
- (3) こども支援連絡会 児童期におけるライフステージに応じた適切な支援を行うために、教育、福祉及び家庭の連携並びにサポートブックの活用の推進について

5 個別支援調整会議は、具体的な困難事例について協議し、その結果を実務者運営会議に報告する。

6 課題別会議は、つながり創り連絡会及び個別支援調整会議から報告された課題のうち特に協議するべきものと実務者運営会議で定めたものについて協議し、その結果を実務者運営会議に報告する。

(全体会)

第3条 全体会は、委員25人以内をもって組織する。

2 全体会の委員は、別表第1に掲げる課、別表第2に掲げる関係機関、相談支援事業者及び障害福祉サービス事業者に所属する者のうち、それぞれの長が推薦するもの並びに障害者及びその家族の代表者をもって組織する。

3 全体会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 全体会に会長を置き、全体会の委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

第5条 全体会は、会長が招集する。

2 全体会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(実務者運営会議)

第6条 実務者運営会議の委員は、別表第2に掲げる関係機関、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者その他障害福祉に関する関係機関に所属する者のうちから会長が指名するものをもって組織する。

第7条 実務者運営会議に委員長を置き、実務者運営会議の委員が互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、実務者運営会議の委員の任期、委員長の職務及び実務者運営会議の会議について準用する。

(つながり創り連絡会)

第8条 暮らしを支える連絡会、相談支援連絡会及び子ども支援連絡会の委員は、別表第1に掲げる課、別表第2に掲げる関係機関、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者その他障害福祉に関する関係機関に所属する者のうち、それぞれの長が推薦するもの並びに障害者及びその家族の代表者をもって組織する。

第9条 暮らしを支える連絡会、相談支援連絡会及び子ども支援連絡会にそれぞれ会長を置き、暮らしを支える連絡会、相談支援連絡会又は子ども支援連絡会の委員がそれぞれ互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、暮らしを支える連絡会、相談支援連絡会及び子ども支援連絡会の委員の任期、会長の職務及び暮らしを支える連絡会、相談支援連絡会及び子ども支援連絡会の会議について準用する。

(個別支援調整会議)

第10条 個別支援調整会議の委員は、相談支援事業者及び福祉部障害福祉課に所属する者のうち、それぞれの長が推薦するものをもって組織する。

第11条 個別支援調整会議にコーディネーターを置き、個別支援調整会議の委員が互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、個別支援調整会議の委員の任期、コーディネーターの職務及び個別支援調整会議の会議について準用する。

(課題別会議)

第12条 課題別会議の委員は、別表第1に掲げる課、別表第2に掲げる関係機関、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者その他障害福祉に関する関係機関に所属する者のうち、それぞれの長が推薦するもの並びに障害者及びその家族の代表者をもって組織する。

2 課題別会議の委員の任期は、実務者運営会議で設定された課題別会議の課題を協議するために必要な期間(3年を上限とする。)とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第13条 課題別会議に委員長を置き、課題別会議の委員が互選する。

2 第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、課題別会議の委員長の職務及び課題別会議の会議につ

いて準用する。

(秘密等の保持)

第14条 全体会、実務者運営会議、つながり創り連絡会、個別支援調整会議及び課題別会議の委員並びにこれらの会議に出席した者等協議会の関係者は、障害児者等の個人情報の保護に十分留意し、正当な理由なくその職務に関して知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第15条 横須賀市障害とくらしの支援協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、横須賀市障害とくらしの支援協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、全体会の同意を得て会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

(経過規程)

2 第3条第3項の規定(第7条第3項及び第9条第3項の規定により準用される場合を含む。)にかかわらず、この要綱の施行後初めて任命された委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1(第3条第2項、第6条、第8条、第12条関係)

- 1 福祉部障害福祉課
- 2 健康部保健所健康づくり課
- 3 こども育成部こども青少年支援課
- 4 教育委員会事務局学校教育部支援教育課

別表第2(第3条第2項、第6条、第8条、第12条関係)

- 1 横須賀・三浦障害保健福祉圏域自立支援協議会
- 2 横須賀市障害関係施設協議会
- 3 横須賀・三浦作業所連絡会
- 4 横須賀市精神障害者地域生活支援連合会
- 5 横須賀グループホーム連絡会
- 6 障害者施策検討連絡会
- 7 よこすか障害者就業・生活支援センター
- 8 横須賀商工会議所
- 9 横須賀市社会福祉協議会
- 10 横須賀市民生委員児童委員協議会
- 11 横須賀市障害福祉相談員連絡会
- 12 横須賀市療育相談センター
- 13 神奈川県立武山養護学校
- 14 神奈川県鎌倉保健福祉事務所
- 15 横須賀市児童相談所

2. 協議会の傍聴に関する要領

○ 横須賀市障害とくらしの支援協議会の会議の傍聴に関する実施要領

(総則)

第1条 この要領は、横須賀市障害とくらしの支援協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 協議会は、個別支援調整会議を除き、原則として公開とする。

- 2 協議会の公開の対象となる会議（以下「会議」という。）は、全体会、実務者運営会議、つながり創り連絡会及び課題別会議とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、会議の検討内容等で個人情報を取り扱う場合その他公開しないことに合理的な理由がある場合には、会議の長の判断により、これを非公開とすることができる。

(傍聴人の定員)

第3条 会議の傍聴者の定員は、原則として5人とする。

- 2 傍聴の申し込みの受付は、会議の開催の当日、所定の場所において開会の30分前から行い、15分前に締め切るものとする。
- 3 傍聴を希望する者が第1項の定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。

(傍聴章)

第4条 抽選により選出された傍聴者は、傍聴章（別記様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければならない。

- 2 抽選により選出された傍聴者は、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を返却するものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議の委員等の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 会議の長が認めた場合以外の飲食はしないこと。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。
- (7) コンピュータは会議の妨げとならないよう使用すること。
- (8) むやみに席を離れないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

と。

(違反者に対する措置)

第6条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、会議の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式（第4条第1項関係）

No 横須賀市障害とくらしの支援協議会
傍 聴 章
(お帰りの際は事務局へお返してください。)

横須賀市 障害とくらしの支援協議会 事務局

(横須賀市福祉部障害福祉課)

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

TEL. 046-822-9837 FAX. 046-825-6040

e-mail : hp-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

URL : <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp>

